

# 議会の概要

令和3年



北海道・北東北の縄文遺跡群—世界文化遺産登録へ—  
(写真：三内丸山遺跡)

青森県議会事務局

# 目 次

## 議会のあらまし

1. 議会の沿革	1
(1) 沿革	1
(2) 歴代正副議長	12
2. 議会の組織	14
(1) 議員定数	14
(2) 議員名簿	15
(3) 年齢別構成	17
(4) 職業別構成	17
(5) 当選回数別構成	17
(6) 所属会派別構成	17
(7) 会派の変遷	19
3. 議会の運営	21
(1) 定例会及び臨時会	21
(2) 本会議	22
(3) 議会運営委員会	23
(4) 常任委員会	24
(5) 特別委員会	25
(6) 請願及び陳情	26
(7) 議員の派遣	27
(8) 議会の傍聴	28
4. 議員の議員報酬等	29
(1) 議員の議員報酬及び期末手当	29
(2) 費用弁償	30
(3) 政務活動費	31

## 議会事務局

1. 議会事務局	33
(1) 組織	33
(2) 職員数	33
(3) 分掌事務	34
(4) 議会の刊行物	35
(5) 予算の執行	35
(6) 公用車	35
(7) 常任委員会担当者	35
2. 議会図書室	36
(1) 運営方針	36
(2) 広報図書委員会	36
(3) 図書分類	36
(4) 利用状況	36
(5) 図書数及び資料	36
(6) 青森県議会史編さん事業	37
3. 議事堂	38
(1) 議事堂の概要	38
(2) 県庁舎見取図	38
(3) 平面図	39
4. 議会の予算	42

## 県勢の概況

1. 位置	45
2. 面積	46
3. 気候	46
4. 地勢	47
(1) 主な山岳	47
(2) 主な河川	47
(3) 主な湖沼	48
5. 沿革	48
(1) 青森県の変遷	48

(2) 市町村の変遷	49
6. 県の人口	49
(1) 年次別人口及び世帯数の推移	50
(2) 人口動態	51
(3) 市部町村部人口	51
7. 県の予算	52
(1) 一般会計	52
(2) 特別会計	54
(3) 企業会計	54
8. 職員数	55
青森県行政機構図	57

---

# 議会のあらし

---

# 1. 議会の沿革

## (1) 沿革

年号	年	月	日	事	項																								
慶応 明治	4	3	14	五箇条の御誓文が宣布された。																									
	元	9	8	明治と改め一世一元の要を定めた。																									
		12	7	陸奥国の区域を二戸郡・三戸郡・北郡・津軽郡とした。																									
	2	6	17	版籍奉還を聴許																									
		9	10	藩制改革の命が出て知事以下の職掌を定めた。																									
	4	7	14	廃藩置県の詔書煥発																									
		9	4	弘前県に斗南県・七戸県・八戸県・黒石県・館県の5県を統合し、弘前県とした。																									
		9	23	青森県と改称（弘前より青森に県庁を移した。）																									
		11	2	民事堂職制を定める。																									
		12	1	県庁開庁式 庶務課・聴訟課・租税課・出納課・営繕課・東京出張所を置く。 弘前・田名部・七戸・八戸・五戸・福山に支庁を置く。																									
	5	9	30	元館県を開拓使管轄に置く。																									
		11	9	太陰暦を廃止し、太陽暦を採用（5年12月3日を6年1月1日とする。）																									
	6	3		大小区制実施（本県は10大区72小区となる。）																									
		5	23	神官、僧侶、村吏の会議（蓮心寺にて150人出席）																									
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一大区（東津軽郡）</td> <td>15人</td> <td>二大区（南津軽郡）</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>三大区（中津軽郡）</td> <td>15人</td> <td>四大区（西津軽郡）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>五大区（北津軽郡）</td> <td>17人</td> <td>六大区（下北郡）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>七大区（上北郡）</td> <td>12人</td> <td>八大区（五戸地方）</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>九大区（八戸地方）</td> <td>13人</td> <td>十大区（二戸地方）</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>県庁役人</td> <td>9人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一大区（東津軽郡）	15人	二大区（南津軽郡）	18人	三大区（中津軽郡）	15人	四大区（西津軽郡）	13人	五大区（北津軽郡）	17人	六大区（下北郡）	13人	七大区（上北郡）	12人	八大区（五戸地方）	13人	九大区（八戸地方）	13人	十大区（二戸地方）	12人	県庁役人	9人			
一大区（東津軽郡）	15人	二大区（南津軽郡）	18人																										
三大区（中津軽郡）	15人	四大区（西津軽郡）	13人																										
五大区（北津軽郡）	17人	六大区（下北郡）	13人																										
七大区（上北郡）	12人	八大区（五戸地方）	13人																										
九大区（八戸地方）	13人	十大区（二戸地方）	12人																										
県庁役人	9人																												
		10	2	村吏職制を改正																									
	9	2		県会規則と手続書を制定																									
		2	25	初の県会開会（職員93人） ○区戸長をもって県会議員とし、別に投票をもって名望人をこれに加えた。 ○大区長10人・正戸長63人・学区取締10人・名望人10人																									
		5	25	陸奥国二戸郡（十大区）は岩手県管轄となる。																									
	11	7	1	会計年度改正（7月1日から翌年6月30日まで） （改正前は、1月から12月まで）																									

年号	年	月	日	事 項
明治	11	7	22	三新法公布 ○郡区町村編制法 ○府県会規則 イ 選挙有権者は20歳以上の男子で、地租5円以上を納める者 ロ 議員は25歳以上の男子で、地租10円以上を納め、3年以上居住すること。 ハ 投票は定数5名以内の記名式連記制 ニ 2か年に半数改選 ○地方税規則
		9	13	町村戸長公選法を布達
		10	30	郡区町村編制法により、東津軽郡・西津軽郡・中津軽郡・南津軽郡・北津軽郡・上北郡・下北郡・三戸郡が誕生
		11	6	県会議員選挙手続を布達
	12	1	14	町村副戸長を廃し、戸長用所を戸長役場と改正
		1		県会議員選挙（3月1日新県会議員集合）
		3	5	第1回通常県会開会（議員は各郡3人の合計24人）
		3	22	町村会規則布達 ○議員定数はその村の戸数による。 ○選挙権者は満20歳以上の男子で土地を有する者
	13	6	2	県会議員選挙手続改正 各郡定員3名を4名とする。
		11	5	府県会規則に常置委員会の事項を追加布告
	14	1	27	常置委員諮問条件を布達（委員は7名で構成）
	15	1	4	県庁新築落成式
		3	25	県会議事堂開場式
		7	7	県会議員各郡定数改正 東津軽郡4人・西津軽郡4人・中津軽郡5人・南津軽郡5人・北津軽郡4人・上北郡4人・下北郡3人・三戸郡5人・合計34人
	17	10	28	会計年度改正（4月1日から翌年3月31日まで（19年度施行））
	18	4	4	郡役所に庶務係・事業係・収税係・出納係を設置
	21	4	1	市制・町村制公布 但し、施行は22年4月1日より、地方の状況を参酌して府県知事の具申によってなすこと。
	22	2	20	町村の分合改称（旧村名は大字とし4月1日より実施）

年号	年	月	日	事 項	
明治	22	2	28	府県会議員選挙規則公布	
		4	1	市制・町村制施行（本県は1市・5町・165村）	
		5	1	第1回市町村会議員選挙施行	
	23	5	13	府県制・郡制公布 ○郡に自治体の性格を与えた。 ○府県会規則・区郡会規則を制定、郡区町村編制法廃止	
	24	6		府県会議員定数規則を制定	
		8	1	本県に府県制施行	
		8	21	府県制施行初の県会議員選挙（定員30人） ○選挙方法は郡会議員の連記複選挙法 ○東津軽郡4人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡6人・弘前市2人	
	29	4	1	本県為替方を県金庫と改称	
	30	10	20	牧知事の不信任案可決（26日、県会は解散を命ぜられた。）	
		12	1	県会解散による県会議員選挙	
	32	3	16	府県制・郡制改正（府県に法人格を認む。）	
		9	25	改正府県制による県会議員選挙（定員30人） ○公民による直接選挙・任期4年 ○東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡6人・弘前市2人・青森市1人	
	36	9	25	県会議員選挙	
	38	4	18	地方官官制改正（書記官を事務官とする。）	
		6	15	県参事会会期を5日以内とする。	
	40	9	25	県会議員選挙（定員30人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡5人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡1人・三戸郡5人・青森市2人・弘前市2人	
	44	9	25	県会議員定数改正・選挙（定員30人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡3人・下北郡2人・三戸郡5人・青森市2人・弘前市2人	
	大正	3	6	23	府県制改正（7月1日より施行）
			11	16	この県会で県会議員1人増員（三戸郡5人から6人・4年9月より適用）



年号	年	月	日	事 項
大正	4	9	25	県会議員選挙（定員31人）
	10	4	12	郡制廃止に関する法律公布
	12	9	25	県会議員選挙定数改正（中津軽郡と弘前市1人減・上北郡1人増）
	15	4	16	県会議員定数改正（定員32人）
昭和	6	24		府県・市・町村制改正 制限選挙廃止・普通選挙制とする。
	7	1		郡役所廃止
	2	9	25	県会議員選挙（定員32人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡6人・青森市3人・弘前市1人
	3	2	20	普通選挙法による第1回総選挙
	4	11	10	県会議事堂竣工
	6	7	15	この県会で県会議員定数改正（定員33人） 東津軽郡3人・西津軽郡3人・中津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡4人・弘前市2人・青森市3人・八戸市2人
	9	25		県会議員選挙
	9	3	8	町村合併勧奨
	10	9	25	県会議員選挙
	12	9	18	臨時県会開会（非常時局打開のため）
	14	7	10	この臨時県会で県会議員定数改正（定員35人・青森市と南津軽郡1人増）
	9	25		県会議員選挙（定員35人）
	18	6		府県制改正 ○府県会の構成・府県参事会の権限・委員制度の活動 ○市町村制改正 ○市町村会の議決事項を制限列挙主義に改正 ○市町村長に助役の選任権を認めた。 ○町村会中心主義から町村長中心主義に改正
	20	6	10	地方協議会廃止・地方総監付設置
	7	28		青森市空襲
	9	29		戦時中の諸法令の廃止
12	1		終戦初の県会開会	

年号	年	月	日	事 項				
昭和	21	4	10	初の民主選挙（衆議院議員） ○婦人参政権獲得 ○府県制・市制・町村制の根本的改正 ○地方自治第1次改革 ○住民参政権の範囲拡充 ○議会権限拡充 ○知事・市町村長の直接公選制の採用 ○選挙管理委員会・監査委員制の採用 ○直接請求権の採用				
				11	公職追放令の拡充 県会議員15人（定員36人）が追放となり、過半数に達せず招集不能、参事会がこれを代行した。（22年まで）			
				11	3	日本国憲法公布（5月3日施行）		
				22	4	5	初の知事選挙（津島文治氏当選）	
						17	地方自治法公布（5月3日施行） ○行政上に自主・自立性確立 ○都道府県議会に事務局を置く。 ○参事会制度の廃止 ○常任委員会制定（総務・教育民生・経済・農地・土木・警察の各委員会を組織）	
				24	4	20	参議院議員選挙	
						25	衆議院議員選挙	
						30	県議会議員選挙（定数47人） （婦人議員1人当選） 東津軽郡5人・西津軽郡4人・中津軽郡3人・南津軽郡7人・北津軽郡4人・上北郡6人・下北郡3人・三戸郡5人・弘前市3人・青森市3人・八戸市4人	
						5	15	第1回臨時議会、議事堂使用不能のため県立青森工業学校で開会
						6	1	地方自治庁設置
				25	4	15	公職選挙法公布	
	26	4	30	県議会議員選挙（定数50人） 東津軽郡4人・西津軽郡4人・中津軽郡4人・南津軽郡7人・北津軽郡4人・上北郡7人・下北郡4人・三戸郡5人・青森市4人・弘前市3人・八戸市4人				
				6	30	青森県議会事務局設置条例公布		
				27	8	1	自治庁設置	

年号	年	月	日	事 項
昭和	29	6	2	県議会常任委員会改組 総務文教・民生労働・農林商工・水産農地・土木・衛生
	30	3	17	県議会議員定数条例の一部改正（定数50人） 東津軽郡3人・南津軽郡5人・西津軽郡4人・北津軽郡3人・中津軽郡4人・上北郡7人・下北郡4人・八戸市4人・三戸郡5人・黒石市1人・青森市6人・五所川原市1人・弘前市3人
	4	23		県議会議員選挙（定数50人） 青森県議会委員会条例公布
	31	9	28	県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例（定数51人） 東津軽郡2人・西津軽郡4人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡5人・下北郡4人・三戸郡4人・青森市7人・弘前市（含中津軽郡）6人・八戸市5人・黒石市2人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人
	34	4	23	県議会議員選挙（定数51人） 議事堂新築のため取り壊し、県議会事務局を元教育庁舎跡に移転
		8	15	県立図書館ホールで臨時県議会開会
	35	7	1	自治庁設置法改正により自治省に昇格
		12	23	新議会議事堂完成（36年1月竣工式）
	36	6	8	地方議会議員互助年金法成立
	38	4	17	県議会議員選挙（定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡4人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡5人・下北郡2人・三戸郡4人・弘前市（含中津軽郡）6人・青森市8人・八戸市6人・黒石市2人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市1人
	40	6	3	地方公共団体の議会の解散に関する特例法制定
	42	4	15	県議会議員選挙（定数51人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡5人・下北郡2人・三戸郡4人・青森市8人・弘前市（含中津軽郡）6人・八戸市7人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市1人
	46	4	11	県議会議員選挙（定数51人）
	47	3	25	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称の変更） 青森県議会事務局条例の全部改正
	48	7	2	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）

年号	年	月	日	事 項	
昭和	49	3	29	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）	
			10	8	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
			10	17	青森県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例公布（定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡4人・弘前市（含中津軽郡）6人・青森市9人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市1人
	50	3	29	青森県議会委員会条例の一部改正（定数改正） 総務企画委員会（9人）・環境厚生労働委員会（8人）・農林委員会（9人）・水産商工生活委員会（8人）・文教公安委員会（9人）・土木公営企業委員会（9人）	
			4	13	県議会議員選挙（定数52人）
	52	1	6	青森県議会会議規則の一部改正（議会運営上実態に沿うよう改め、議事運営の能率化を図る。）	
			6	6	青森県議会委員会条例の一部改正（委員の改選を任期満了前に行うため）
	53	3	25	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）	
			10	14	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡3人・弘前市（含中津軽郡）6人・青森市9人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市2人
			11	1	青森県議会百年記念式典挙行（記念誌発行）
	54	4	8	県議会議員選挙（定数52人）	
	57	10	14	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布（法定定数53人、条例定数52人） 東津軽郡2人・西津軽郡3人・南津軽郡4人・北津軽郡3人・上北郡4人・下北郡2人・三戸郡3人・弘前市（含中津軽郡）6人・青森市9人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市2人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市2人	
	58	4	10	県議会議員選挙（定数52人）	

年号	年	月	日	事 項
昭和	61	12	23	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正条例公布(法定定数53人、条例定数51人) 東津軽郡 1人・西津軽郡 3人・南津軽郡 4人・北津軽郡 3人・上北郡 4人・下北郡 2人・三戸郡 3人・弘前市(含中津軽郡) 6人・青森市 9人・八戸市 8人・黒石市 1人・五所川原市 2人・十和田市 2人・三沢市 1人・むつ市 2人
				62
平成	62	4	30	青森県議会委員会条例の一部改正(定数改正) 総務企画委員会(9人)・環境厚生委員会(8人)・農林委員会(9人)・水産商工労働委員会(8人)・文教公安委員会(8人)・土木公営企業委員会(9人)
				63
	元	4	3	青森県議会会議規則の一部改正(県の休日を休会とする。)
				3
	3	7	9	青森県議会委員会条例の一部改正(参考人の出席)
				12
	5	3	5	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の名称等の改正)
				10
	6	11	29	第200回定例会記念式典挙行
	7	4	9	県議会議員選挙(定数51人)
				12
	8	3	21	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の名称等の改正)
	9	3	24	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の所管事項の改正)
	10	3	20	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の所管事項の改正)
6	24	24	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員の選任方法の改正)	
			11	4
10	10	12	青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部改正(県議会が実施機関として加わる。)	
			12	3
13	3	13	青森県政務調査費の交付に関する条例の制定(13.4.1施行)	
3	23	23	青森県議会委員会条例の一部改正(常任委員会の名称等の改正)	
			14	3

年号	年	月	日	事 項	
平成	14	3	22	青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の制定（14.4.1から15.3.31まで各議員の報酬月額から百分の四を減じる。）	
			6	28	青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正（議員派遣に係る規定の整備） 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要の整備）
	15	3	12	16	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要の整備）
			4	13	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正） 県議会議員選挙（定数51人）
	16	3	9	22	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
			12	12	青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の制定（16.1.1から19.4.30まで各議員の報酬月額から百分の三（議長は百分の五、副議長は百分の四）を減じる。）
	17	3	6	22	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正） 青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例の制定
			12	16	青森県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定 青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）
	18	3	23	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の所管事項の改正）	
	19	3	15	18	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正（法定定数52人、条例定数48人） 東津軽郡1人・西津軽郡1人・南津軽郡1人・北津軽郡1人・上北郡4人・三戸郡3人・青森市10人・弘前市6人・八戸市8人・黒石市1人・五所川原市3人・十和田市2人・三沢市1人・むつ市3人・つがる市1人・平川市2人 青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
				4	8
		5	11	県議会議員選挙（定数48人） 青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の制定（19.6.1から21.3.31まで各議員の報酬月額から百分の三（議長は百分の五、副議長は百分の四）を減じる。）	

年号	年	月	日	事 項
平成	19	6	29	政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正（郵政民営化法の施行及び証券取引法の改正に伴う所要整備）
		12	13	青森県中小企業振興基本条例の制定（19.12.19施行） 青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正（議員報酬の計算方法の改正）
	20	3	21	青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（政務調査費の交付対象及び領収書の添付等の改正）
		10	17	青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要の整備） 青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要の整備） 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（地方自治法改正に伴う所要の整備） 青森県議会会議規則の一部改正（協議又は調整を行うための場の設置）
	21	11	30	青森県議会議員の期末手当支給条例の一部改正（期末手当の割合の変更）
	22	6	23	青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例の制定（22.6.25施行）
	23	2	24	青森県議会会議規則の一部改正（一問一答方式の導入に伴う質疑の回数の制限廃止）
		3	18	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正） 青森県議会事務局条例の一部改正（議会図書に関する事務分掌の変更）
		4	10	県議会議員選挙（定数48人）
		5	13	青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定 （23.6.1から24.3.31まで各議員の議員報酬月額から百分の三（議長は百分の五、副議長は百分の四）を減じる。）
	24	3	23	青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正（各議員の議員報酬月額を減じる期間を26.3.31までとする。）
	25	2	22	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員の所属数及び特別委員の在任期間を定める。） 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部改正（政務調査費を政務活動費に改める。）
		6	28	青森県議会基本条例の制定（25.6.28施行） 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正（25.7.1から26.3.31まで各議員の議員報酬月額から百分の十を減じる。）

年号	年	月	日	事 項
平成	25	12	9	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の原則公開） 青森県議会図書室設置条例の一部改正（図書室運営委員会の廃止） 青森県議会会議規則の一部改正（広報図書委員会の設置）
	26	3	12	青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部改正（公職選挙法改正に伴う条例による選挙区の設定） 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正（26.4.1から27.4.30まで各議員の議員報酬月額から百分の三（議長は百分の五、副議長は百分の四）を減じる。）
		6	30	青森県歯と口の健康づくり八〇二〇健康社会推進条例の制定（26.7.7施行）
	27	3	9	青森県議会委員会条例の一部改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う所要の整備）
		4	12	県議会議員選挙（定数48人）
		5	15	青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定（27.6.1から28.3.31まで各議員の議員報酬月額から百分の二を減じる。）
	28	3	23	青森県議会委員会条例の一部改正（常任委員会の名称等の改正）
		12	6	青森県がん対策推進条例の制定（28.12.16施行）
	29	6	19	青森県議会会議規則の一部改正（一般質問における質問の回数の制限の廃止）
		8	7	韓国・济州特別自治道と友好交流協定を締結
	31	3	15	青森県がん対策推進条例の一部を改正する条例の制定（31.3.22施行）
		4	7	県議会議員選挙（定数48人）
	令和	元	11	22
2		5	15	青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定（2.6.1から3.3.31まで各議員の議員報酬月額から百分の十五（議長は百分の二十）を減じる。）



## (2) 歴代正副議長

(議 長)

歴代	氏 名	就任年月日	歴代	氏 名	就任年月日
1	大道寺 繁 禎	明治 12. 3. 3	42	小 倉 道 豊	昭和 36. 10. 30
2	大道寺 繁 禎	14. 3. 10	43	三 浦 道 雄	38. 5. 4
3	長谷川 良 八	15. 3. 25	44	三 村 泰 右	39. 6. 18
4	長谷川 良 八	16. 3. 5	45	毛 内 豊 吉	40. 10. 2
5	本 田 庸 一	17. 6. 23	46	白 鳥 大 八	42. 5. 6
6	大道寺 繁 禎	19. 3.	47	古 瀬 兵 次	44. 12. 8
7	小田桐 勝 英	19. 11.	48	寺 下 岩 蔵	46. 5. 8
8	寺 井 純 司	20. 4. 20	49	小 坂 甚 義	47. 6. 30
9	寺 井 純 司	21. 3. 16	50	小 野 清 七	48. 12. 19
10	榊 喜洋芽	23. 3. 26	51	中 村 富士夫	50. 5. 10
11	小山内 鉄 弥	23. 11. 10	52	山 田 寅 三	51. 6. 22
12	源 晟	24. 9. 25	53	藤 田 重 雄	52. 12. 16
13	源 晟	26. 6. 11	54	秋 田 正	54. 5. 11
14	奈須川 光 宝	27. 11. 26	55	菊 池 利一郎	55. 7. 14
15	奈須川 光 宝	28. 9. 28	56	脇 川 利 勝	56. 12. 19
16	奈須川 光 宝	31. 2. 5	57	吉 田 博 彦	58. 5. 10
17	榊 喜洋芽	32. 6. 24	58	石 田 清 治	59. 10. 12
18	榊 喜洋芽	32. 10. 25	59	今 井 盛 男	61. 3. 24
19	石郷岡 文 吉	36. 10. 27	60	原 田 一 實	62. 5. 12
20	榊 喜洋芽	37. 12. 14	61	工 藤 省 三	平成 元. 3. 20
21	石郷岡 文 吉	40. 10. 23	62	鳴 海 広 道	3. 5. 13
22	佐 田 正之丞	41. 8. 11	63	小 原 文 平	4. 10. 15
23	北 山 一 郎	44. 10. 13	64	佐 藤 寿	5. 12. 17
24	阿 部 武智雄	大正 4. 10. 6	65	高 橋 長次郎	7. 5. 10
25	北 山 一 郎	5. 10. 16	66	高 橋 弘 一	9. 8. 28
26	遠 山 景 三	8. 10. 21	67	毛 内 喜代秋	10. 10. 12
27	小 泉 辰之助	11. 11. 13	68	太 田 定 昭	11. 5. 12
28	小 泉 辰之助	12. 10. 12	69	秋 田 梶 則	12. 10. 11
29	河 野 栄 蔵	13. 11. 17	70	富 田 重次郎	13. 12. 18
30	近 藤 喜 衛	昭和 2. 8. 5	71	上 野 正 蔵	15. 5. 14
31	高 杉 平 治	2. 10. 25	72	山 内 和 夫	16. 6. 25
32	川 村 亨	3. 12. 5	73	成 田 一 憲	17. 12. 9
33	小 泉 辰之助	6. 10. 30	74	神 山 久 志	19. 5. 9
34	福 士 永一郎	10. 10. 22	75	田 中 順 造	20. 12. 10
35	藤 田 重太郎	14. 10. 21	76	長 尾 忠 行	22. 3. 24
36	金 沢 慶 蔵	19. 11. 17	77	高 樋 憲	23. 5. 11
37	桜 田 清 芽	22. 5. 15	78	西 谷 洌	24. 6. 29
38	中 島 清 助	26. 5. 10	79	阿 部 広 悦	25. 12. 9
39	大 島 勇太郎	30. 5. 13	80	清 水 悦 郎	27. 5. 13
40	田 沢 吉 郎	32. 12. 20	81	熊 谷 雄 一	29. 3. 22
41	菅 原 光 珀	34. 5. 8	82	森 内 之保留	令和 元. 5. 13

## (副 議 長)

歴代	氏 名	就任年月日	歴代	氏 名	就任年月日
1	浦 田 昌 清	明治 12. 3. 3	41	藤 田 重 雄	昭和 38. 5. 6
2	岩 泉 正 意	13. 4. 27	42	米 沢 鉄五郎	40. 6. 11
3	長谷川 良 八	14. 3. 10	43	秋 山 臯二郎	42. 5. 6
4	赤 石 行 三	15. 3. 25	44	茨 島 豊 蔵	44. 10. 7
5	本 田 庸 一	16. 3. 5	45	秋 田 正	46. 5. 8
6	小田桐 勝 英	17. 6. 23	46	岡 山 久 吉	47. 6. 30
7	小田桐 勝 英	19. 3.	47	工 藤 重 行	48. 12. 19
8	寺 井 純 司	19. 11.	48	松 尾 官 平	50. 5. 10
9	櫛 引 英 八	20. 4. 20	49	福 沢 芳 穂	51. 6. 22
10	櫛 喜洋芽	20. 11. 15	50	成 田 芳 造	52. 12. 16
11	奈須川 光 宝	21. 3. 16	51	滝 沢 章 次	54. 5. 11
12	奈須川 光 宝	23. 3. 26	52	佐 藤 寿	55. 7. 14
13	源 晟	23. 11. 10	53	神 四 平	56. 12. 19
14	佐 藤 恭 助	24. 9. 25	54	中 里 信 男	58. 5. 10
15	佐 藤 恭 助	26. 6. 11	55	毛 内 喜代秋	59. 10. 12
16	斎 藤 常太郎	28. 9. 28	56	野 沢 剛	61. 3. 24
17	蒲 田 広	31. 2. 5	57	森 内 勇	62. 5. 12
18	関 春 茂	33. 10. 25	58	山 内 和 夫	平成元. 3. 20
19	広 田 牧 人	37. 10. 27	59	芳 賀 富 弘	3. 5. 13
20	阿 部 武智雄	40. 10. 23	60	澤 田 啓	4. 2. 28
21	遠 山 景 三	44. 10. 13	61	清 藤 六 郎	5. 12. 17
22	今 泉 秀 雄	大正 4. 10. 6	62	丸 井 彪	7. 5. 10
23	小 泉 辰之助	8. 10. 21	63	長 峰 一 造	9. 8. 28
24	今 泉 秀 雄	11. 11. 13	64	中 村 寿 文	10. 10. 12
25	河 野 栄 蔵	12. 10. 22	65	間 山 隆 彦	11. 5. 12
26	高 杉 平 治	13. 11. 17	66	平 井 保 光	12. 10. 11
27	杉 山 久之丞	昭和 2. 10. 25	67	神 山 久 志	13. 12. 18
28	松 尾 節 三	6. 10. 30	68	小比類卷 雅明	14. 9. 10
29	成 田 匡之進	10. 10. 22	69	小比類卷 雅明	15. 5. 14
30	金 沢 慶 蔵	14. 10. 21	70	西 谷 洌	16. 6. 25
31	桜 田 清 芽	19. 11. 17	71	滝 沢 求	17. 12. 9
32	中 野 吉太郎	22. 5. 15	72	大 見 光 男	19. 5. 9
33	近 藤 喜 一	24. 11. 5	73	清 水 悦 郎	20. 12. 10
34	中 島 清 助	25. 7. 3	74	中 谷 純 逸	22. 3. 24
35	中 村 清次郎	26. 5. 10	75	相 川 正 光	23. 5. 11
36	阿 部 敏 雄	30. 5. 13	76	森 内 之保留	24. 6. 29
37	白 鳥 大 八	32. 12. 20	77	越 前 陽 悦	25. 12. 9
38	小 坂 甚 義	33. 6. 3	78	工 藤 兼 光	27. 5. 13
39	外 川 鶴 松	34. 5. 8	79	山 谷 清 文	29. 3. 22
40	中 村 拓 道	36. 10. 30	80	櫛 引 ユキ子	令和 元. 5. 13

## 2. 議会の組織

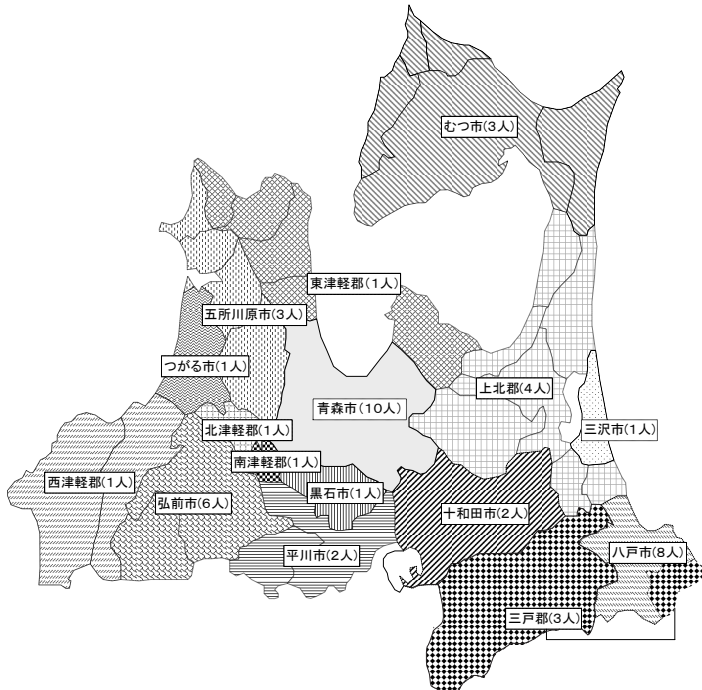
### (1) 議員定数

#### ア 議員定数の変遷（府県会規則制定以降）

改正	明治 12年	〃 13年	〃 15年	〃 24年	大正 4年	〃 12年	昭和 2年	〃 6年	〃 14年	〃 22年	〃 26年	〃 34年	〃 38年	〃 42年	〃 50年	〃 62年	平成 18年
定数	24人	32人	34人	30人	31人	30人	32人	33人	35人	47人	50人	51人	52人	51人	52人	51人	48人

#### イ 選挙区別議員定数（平成19年3月30日施行）

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
東津軽郡	1人	青森市	10人	三沢市	1人
西津軽郡	1人	弘前市	6人	むつ市	3人
南津軽郡	1人	八戸市	8人	つがる市	1人
北津軽郡	1人	黒石市	1人	平川市	2人
上北郡	4人	五所川原市	3人		
三戸郡	3人	十和田市	2人	計16選挙区	48人



## (2) 議員名簿

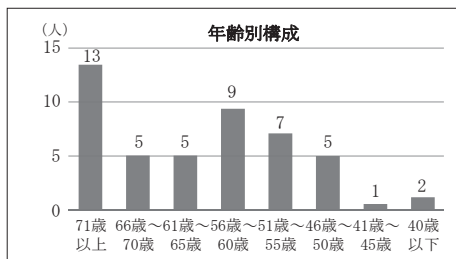
(令和3年5月末現在)

選挙区 (定数)	氏名	会派	住 所	生年月日	年齢	職 業	当選 回数
東津軽郡 (1人)	福士 直治	無所属	今別町大字今別字中沢163の1	昭和46年3月5日	50	議 員	1
西津軽郡 (1人)	工藤 兼光	自 民	鯉ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 59の2	昭和18年8月12日	77	議 員	5
南津軽郡 (1人)	阿部 広悦	自 民	藤崎町大字藤崎字下道9の2	昭和23年1月18日	73	組合役員	7
北津軽郡 (1人)	齊藤直飛人	自 民	板柳町五林平字三宅17の4	昭和50年7月5日	45	会社役員	3
上北郡 (4人)	工藤 慎康	自 民	七戸町字猪ノ鼻143の1	昭和45年3月21日	51	自 営 業	4
	蛭沢 正勝	自 民	東北町字塔ノ沢山93の2	昭和22年10月4日	73	会社役員	3
	吉田 絹恵	公・健	おいらせ町後田23の3	昭和21年10月8日	74	社会福祉 法人代表	3
	木明 和人	無所属	野辺地町字赤坂63	昭和40年5月21日	56	会社役員	1
三戸郡 (3人)	夏堀 浩一	自 民	南部町大字苦米地字町中22	昭和29年1月15日	67	獣 医 師	4
	和田 寛司	自 民	五戸町字苗代沢3の615	昭和38年2月19日	58	会 社 員	1
青森市 (10人)	鹿内 博	県民の会	青森市浜田二丁目7の6	昭和23年3月4日	73	議 員	6
	森内之保留	自 民	青森市松原二丁目3の16	昭和39年7月6日	56	会社役員	6
	伊吹 信一	公・健	青森市富田五丁目27の3	昭和35年10月12日	60	政党役員	5
	山谷 清文	自 民	青森市本町一丁目3の11	昭和32年10月11日	63	会社役員	4
	高橋 修一	自 民	青森市港町二丁目10の30	昭和45年7月19日	50	議 員	4
	渋谷 哲一	県民の会	青森市茶屋町26の5	昭和36年9月28日	59	議 員	4
	一戸富美雄	青和会	青森市桜川九丁目8の25	昭和31年7月10日	64	会 社 員	3
	花田 栄介	自 民	青森市自由ヶ丘二丁目12の16	昭和56年4月30日	40	議 員	3
	関 良	青和会	青森市新城平岡109の11	昭和33年4月5日	63	福祉施設 代表	3
	吉俣 洋	共 産	青森市浪館前田四丁目21の3	昭和49年1月6日	47	団体職員	1
弘前市 (6人)	岡元 行人	自 民	弘前市大字浜の町東三丁目3の15	昭和39年4月19日	57	議 員	5
	川村 悟	青和会	弘前市青山一丁目13の13	昭和22年12月26日	73	議 員	4
	安藤 晴美	共 産	弘前市清原四丁目16の9	昭和27年1月1日	69	議 員	4
	齊藤 爾	自 民	弘前市大字賀田二丁目2の3	昭和45年7月22日	50	会 社 員	3

選挙区 (定数)	氏名	会派	住 所	生年月日	年齢	職 業	当選 回数
弘前市 (6人)	谷川 政人	自 民	弘前市大字大清水一丁目12の11	昭和44年11月21日	51	議 員	2
	鶴賀谷 貴	民主連合	弘前市城東中央一丁目4の2 ブアゾンハウスB-108号	昭和37年7月15日	58	会社役員	1
八戸市 (8人)	田名部定男	民主連合	八戸市石堂一丁目2の27	昭和21年6月19日	74	議 員	7
	清水 悦郎	自 民	八戸市小中野三丁目20の9	昭和24年5月30日	72	商 業	6
	熊谷 雄一	自 民	八戸市南類家一丁目24の11	昭和37年9月7日	58	組合役員	5
	山田 知	無所属	八戸市大字新井田西一丁目1の16	昭和45年2月20日	51	議 員	5
	畠山 敬一	公・健	八戸市南白山台二丁目7の14	昭和30年8月11日	65	政党役員	4
	松田 勝	共 産	八戸市柏崎六丁目7の1	昭和22年7月19日	73	議 員	2
	田中 満	民主連合	八戸市城下二丁目13の5	昭和43年4月21日	53	議 員	2
	大崎 光明	自 民	八戸市長根三丁目6の21	昭和42年5月18日	54	会社役員	1
黒石市 (1人)	鳴海恵一郎	自 民	黒石市大字浅瀬石字清川25の1	昭和47年7月26日	48	議 員	3
五所川原市 (3人)	櫛引ユキ子	自 民	五所川原市大字飯詰字皆瀬1の2	昭和28年6月12日	67	議 員	4
	今 博	民主連合	五所川原市みどり町四丁目124の9	昭和26年4月4日	70	会社役員	3
	寺田 達也	自 民	五所川原市大字稲実字稲葉47の 28	昭和38年1月27日	58	議 員	3
十和田市 (2人)	田中 順造	自 民	十和田市西二十二番町28の12	昭和25年3月17日	71	議 員	8
	丸井 裕	自 民	十和田市西二十一番町48の29の 16	昭和31年12月8日	64	議 員	5
三沢市 (1人)	小比類巻正規	自 民	三沢市大字三沢字水筒9	昭和26年9月14日	69	農 業	1
むつ市 (3人)	越前 陽悦	自 民	むつ市大平町34の20	昭和20年7月12日	75	議 員	6
	菊池憲太郎	自 民	むつ市大字田名部字下道7の1	昭和43年12月25日	52	会社役員	3
	山本 知也	自 民	むつ市金曲一丁目7の8	昭和58年2月19日	38	議 員	1
つがる市 (1人)	三橋 一三	自 民	つがる市木造筒木坂鳥谷沢16の 43	昭和43年1月8日	53	会社役員	5
平川市 (2人)	工藤 義春	自 民	平川市猿賀石林52の1	昭和25年3月9日	71	議 員	3
	山口多喜二	自 民	大鰐町大鰐字湯野川原38の5	昭和24年7月27日	71	社会福祉 法人役員	2

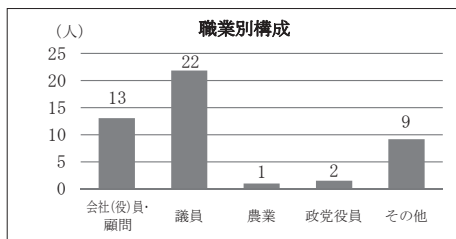
(任期：令和5年4月29日)

### (3) 年齢別構成



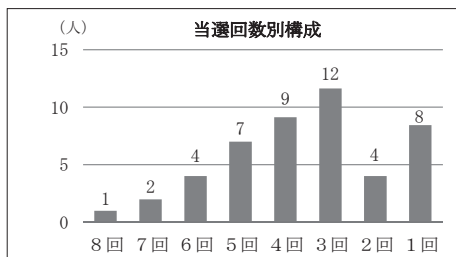
年齢	議員数	構成比
71歳以上	13人	27.7%
66歳～70歳	5人	10.6%
61歳～65歳	5人	10.6%
56歳～60歳	9人	19.1%
51歳～55歳	7人	14.9%
46歳～50歳	5人	10.6%
41歳～45歳	1人	2.1%
40歳以下	2人	4.3%

### (4) 職業別構成



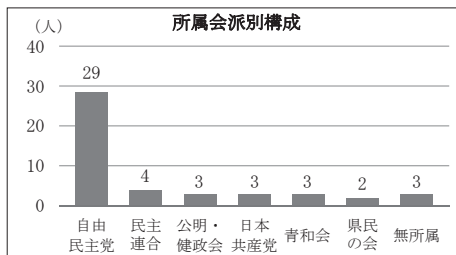
職業	議員数	構成比
会社(役)員・顧問	13人	27.7%
議員	22人	46.8%
農業	1人	2.1%
政党役員	2人	4.3%
その他	9人	19.1%

### (5) 当選回数別構成



当選回数	議員数	構成比
8回	1人	2.1%
7回	2人	4.3%
6回	4人	8.5%
5回	7人	14.9%
4回	9人	19.1%
3回	12人	25.6%
2回	4人	8.5%
1回	8人	17.0%

### (6) 所属会派別構成



会派	議員数	構成比
自由民主党	29人	61.7%
民主連合	4人	8.5%
公明・健政会	3人	6.4%
日本共産党	3人	6.4%
青和会	3人	6.4%
県民主役の県政の会	2人	4.2%
無所属	3人	6.4%

(令和3年5月末現在)



### 3. 議会の運営

#### (1) 定例会及び臨時会

定例会は、条例で年4回と規定されており、おおむね2月、6月、9月及び11月に開かれている。なお、臨時会は必要の都度開かれる。

平成25年以降の会期及び議案数等は、次のとおりである。

年	区 分	期 間	会 期			議 案 数			質 問 者 数		
			計	開会	休会	計	知事	議員	一般	緊急	質疑
25	273回定例会	2.22～3.22	29	9	20	90	84	6	18	-	12
	274回定例会	6.13～6.28	16	6	10	50	48	2	12	-	7
	275回定例会	9.19～10.8	20	7	13	45	42	3	16	-	6
	276回定例会	11.22～12.9	18	6	12	46	40	6	12	-	5
	277回定例会	2.24～3.24	29	9	20	124	121	3	18	-	12
26	278回定例会	6.13～6.30	18	6	12	38	36	2	12	-	6
	279回定例会	9.19～10.8	20	7	13	54	51	3	16	-	5
	280回定例会	11.21～12.9	19	6	13	51	51	-	12	-	6
	281回定例会	2.23～3.17	23	8	15	107	106	1	14	-	12
27	093回臨時会	5.13～5.15	3	3	-	22	21	1	-	-	3
	282回定例会	6.15～6.30	16	6	10	24	20	4	12	-	6
	283回定例会	9.18～10.9	22	7	15	56	49	7	16	-	5
	284回定例会	11.24～12.9	16	6	10	43	40	3	12	-	6
28	285回定例会	2.24～3.23	29	9	20	99	96	3	19	-	10
	286回定例会	6.1～6.16	16	6	10	42	40	2	12	-	6
	287回定例会	9.21～10.11	21	7	14	52	46	6	16	-	5
	288回定例会	11.24～12.9	16	6	10	38	32	6	12	-	6
29	289回定例会	2.22～3.22	29	9	20	93	89	4	17	-	10
	290回定例会	6.15～6.30	16	6	10	49	47	2	12	-	5
	291回定例会	9.21～10.10	20	7	13	79	76	3	16	-	5
	292回定例会	11.22～12.8	17	6	11	61	59	2	12	-	6
30	293回定例会	2.23～3.23	29	9	20	140	135	5	17	-	11
	294回定例会	6.14～6.29	16	6	10	52	51	1	12	-	6
	295回定例会	9.21～10.11	21	7	14	59	57	2	16	-	5
	296回定例会	11.21～12.7	17	6	11	50	43	7	12	-	6



年	区 分	期 間	会 期			議 案 数			質 問 者 数		
			計	開会	休会	計	知事	議員	一般	緊急	質疑
31 (元)	297回定例会	2.21～3.15	23	8	15	138	133	5	13	-	10
	94回臨時会	5.13～5.15	3	3	0	22	22	0	-	-	2
	298回定例会	6.13～6.28	16	6	10	42	40	2	12	-	6
	299回定例会	9.18～10.7	20	7	13	52	52	0	16	-	6
	300回定例会	11.22～12.9	18	6	12	60	57	3	12	-	6
2	301回定例会	2.25～3.24	29	11	18	109	104	5	17	-	18
	95回臨時会	5.12～5.15	4	2	2	11	10	1	-	-	7
	302回定例会	6.15～6.30	16	6	10	41	38	3	12	-	6
	303回定例会	9.18～10.8	21	7	14	56	53	3	16	-	7
	304回定例会	11.24～12.9	16	6	10	35	32	3	12	-	8
3	305回定例会	2.22～3.22	29	9	20	82	81	1	17	-	13

## (2) 本 会 議

### ア 会議時間

会議は、議会運営委員会の申合せにより午前10時30分から始めている。

ただし、閉会日の開議時刻については、その都度議会運営委員会で決めることとしており、午後1時に始めることが多い。

### イ 議案の審議

議案は、おおむね次の順序で審議している。

〈議案上程→知事提案理由説明→(一般質問)→質疑→委員会審査→委員長報告→討論→採決〉

### ウ 一般質問及び議案に対する質疑

一般質問と議案に対する質疑とは区別し、それぞれ通告制により行っている。

また、質問時間は、議会運営委員会の申合せにより次のとおりとなっている。

- ・代表的一般質問(2月定例会のみ実施) 50分以内(答弁時間を除く。)
- ・一般質問(毎定例会実施) 30分以内(答弁時間を除く。)
- ・なお、再質問は代表的一般質問及び一般質問ともに15分以内(答弁時間を含む。)で一問一答方式によることを基本とする。
- ・議案に対する質疑 45分以内(答弁時間を含む。)

エ 請願・陳情の審議及び委員会の審査結果

請願及び陳情は、所管の委員会で審査し、他の議案の審査結果とともに、委員長が本会議に報告し、採決している。

オ 採決の方法

通常は、異議の有無を諮る方法及び起立による採決方法により行っている。

ただし、必要に応じて記名投票又は無記名投票により行う場合もある。

(3) 議会運営委員会

議会運営委員会は、円滑な議事運営を図るため地方自治法第109条第1項の規定に基づき設置している。

ア 所管事項

- 1) 議会の運営に関する事項
- 2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3) 議長の諮問に関する事項

イ 委員の定数、構成及び任期

1) 委員定数 10人

2) 構成

議会運営委員会の申合せにより

- ① 委員は、所属議員5人以上の会派に、それらの会派所属議員数の比率（ドント方式）により割り当てている。ただし、所属議員5人以上の会派が1会派のときは、その会派に次いで所属議員数の多い会派（2以上の会派が該当する場合は、それらの会派の意見を聴いて議長が定める会派）に1人を割り当てる。
  - ② 委員が選任されていない会派からは、オブザーバー（委員外議員）1人が委員会に出席している。
- 3) 任期 おおむね2年
  - 4) 正副委員長、委員等は次のとおりである。

(令和3年3月22日選任・4月8日互選)

正副委員長	委 員	オブザーバー
委員長	菊池 憲太郎	畠山 敬一
工藤 慎康	齊藤 爾	(公・健)
副委員長	花田 栄介	松田 勝
寺田 達也	鳴海 恵一郎	(共産党)
	山口 多喜二	一戸 富美雄
	小比類卷 正規	(青和会)
	大崎 光明	渋谷 哲一
	(自民党)	(県民の会)

(4) 常任委員会

ア 委員会名、定数、所管事項、正副委員長及び委員は、次のとおりである。

(令和3年3月22日選任・4月8日互選)

委員会名	定数	所 管 事 項	
		委 員 名	
総務企画危機管理	8人	総務部、企画政策部、危機管理局、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	
		委員長 工 藤 慎 康 阿 部 広 悦 夏 堀 浩 一 関 良	副委員長 鳴 海 恵一郎 熊 谷 雄 一 洪 谷 哲 一 木 明 和
環境厚生	8人	環境生活部、健康福祉部及び病院局の所管に属する事項	
		委員長 寺 田 達 也 清 水 悦 郎 安 藤 晴 美 田 中 満	副委員長 齊 藤 直飛人 森 内 之保留 一 戸 富美雄 小比類卷 正規
農林水産	8人	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	
		委員長 高 橋 修 一 田 中 順 造 畠 山 敬 一 山 本 知 也	副委員長 谷 川 政 人 岡 元 人 松 田 勝 福 士 直 治
商工労働観光 エネルギー	8人	商工労働部、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局及び労働委員会の所管に属する事項	
		委員長 蛭 沢 正 勝 三 橋 一 三 川 村 悟 大 崎 光 明	副委員長 山 口 多喜二 山 谷 清 文 今 博 吉 俣 洋
文教公安	8人	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項	
		委員長 菊 池 憲太郎 工 藤 兼 光 丸 井 裕 吉 田 絹 恵	副委員長 花 田 栄 介 山 田 知 櫛 引 ユキ子 鶴賀谷 貴
建 設	8人	県土整備部及び取用委員会の所管に属する事項	
		委員長 工 藤 義 春 田名部 定 男 越 前 陽 悦 和 田 寛 司	副委員長 齊 藤 爾 鹿 内 博 伊 吹 信 一 (欠員1人)

イ 選任方法

各会派からの各常任委員会委員候補者に基づき、議会運営委員会において調整し、議長が会議に諮って指名している。

ウ 任期

おおむね4月1日から翌年の3月31日までの1年となっている。

エ 開催状況

- ① 議会開会中は、本会議から付託された議案及び請願・陳情並びに所管事項の審査のため委員会を開催している。(年4回)
- ② 議会閉会中は、継続審査案件及び特定付託案件の審査のため、毎月(定例会開催月を除く。)開催している。(年8回)

オ 県内外調査

県の出先機関及び事業現場等の現地調査(年4回以内)を実施しているほか、他都道府県の現地調査(年1回)を実施している。

(5) 特別委員会

特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置される。

ア 予算特別委員会及び決算特別委員会

当初予算案は2月定例会において設置される予算特別委員会に付託し、審査する。決算議案は9月定例会において設置される決算特別委員会に付託し、審査する。

イ 新幹線・鉄道問題対策特別委員会

現在、「新幹線・鉄道問題対策特別委員会」が設置されており、定数、付託事項、正副委員長及び委員は、次のとおりである。

(令和元年5月14日選任・互選)

特別委員会名	定数	付 託 事 項	
		委 員 名	
新幹線・鉄道問題対策特別委員会	23人	新幹線の早期完成及び県内鉄道の整備促進について	
		(委員長) 阿部広悦 (副委員長) 山谷清文	(委員) 熊谷雄一 山田一知 夏堀浩一 今博也 寺田達也 関田良二 山口多喜 松田勝 大崎光 吉侯洋

ウ 原子力・エネルギー対策特別委員会

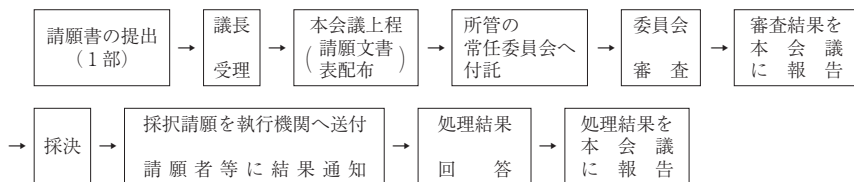
現在、「原子力・エネルギー対策特別委員会」が設置されており、定数、付託事項、正副委員長及び委員は、次のとおりである。

(令和元年5月14日選任・互選)

特別委員会名	定数	付 託 事 項	
		委 員 名	
原子力・エネルギー対策特別委員会	23人	原子燃料サイクル事業の諸課題について	
		(委員長) 清水悦郎 (副委員長) 蛭沢正勝	(委員) 田中順造 鹿内博光 工藤兼光 三橋一三 高安藤晴 一戸富美雄 齊藤爾 鳴海恵一郎 小比類巻正 木明和人

(6) 請願及び陳情

ア 請願の取扱い



イ 陳情の取扱い

陳情の取扱いについては、紹介議員が必要でないこと以外は請願の取扱いと同様である。ただし、その内容によっては、議会の審査の対象としない場合もある。

ウ 請願・陳情処理結果の推移

(請 願)

区分 年次	前 年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果				審 議 了 未	処 理 計
			採 択	不採択	取 下 り げ	継 続 審 査		
平成 26	-	9	1	8	-	-	-	9
27	-	5	1	4	-	-	-	5
28	-	3	1	2	-	-	-	3
29	-	3	3	-	-	-	-	3
30	-	3	2	1	-	-	-	3
31(元)	-	3	1	2	-	-	-	3
令和 2	-	4	1	3	-	-	-	4

(陳 情)

区分 年次	前 年 よりの 継続分	受 理	審 査 結 果				審 議 了 未	処 理 計
			採 択	不採択	取 下 り げ	継 続 審 査		
平成 26	-	1	-	1	-	-	-	1
27	-	1	-	1	-	-	-	1
28	-	1	-	1	-	-	-	1
29	-	-	-	-	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-
31(元)	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 2	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) 議員の派遣

地方自治法第100条第13項の規定により、議会は議案の審査等のため必要があると認めるときは、議員を派遣することができることされており、議会の議決等により議員を派遣している。

ア 派遣の種類

(ア) 海外派遣

- ① 海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。
- ② 海外派遣は、任期中において議員24人以内とする。ただし、任期中において同一の議員は2回派遣しない。

- ③ 旅費の支給額は、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額とする。ただし、議員1人の支給額の最高限度額は、80万円とする。

(イ) 国内派遣

- ① 国内派遣は、次の場合に行う。

- a 議案の審査又は本県の重要な事務に関する調査
- b 議会の議決に基づく意見書又は決議書並びに議会運営委員会等で決定した要望書等の提出
- c 議会運営委員会の調査へのオブザーバーの参加
- d 協議又は調整を行うための場として設置した会議等の調査
- e 都道府県議会議員及び北海道・東北六県議会議員の研究交流大会への出席
- f 他の地方公共団体とともに設立した協議会等への出席
- g 議会に出席の依頼がある県、国又は他の地方公共団体等が主催する式典等への出席

- ② 上記①aの場合の国内派遣は、議員1人1年度につき1回以内とし、かつ、1回の派遣期間は2泊3日以内とする。

- ③ 旅費の支給額は、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額とする。

イ 議員派遣結果の報告及び公開

- (ア) 議員派遣を終了した議員は、議員派遣結果報告書を作成し、派遣終了後30日以内に議長に提出しなければならない。ただし、上記ア(イ)①bからgまでの議員派遣の場合を除く。

- (イ) 議長は、議員派遣の結果を本会議に報告することとする。

- (ウ) 提出された議員派遣結果報告書は、議会図書室に備え置き、閲覧に供するほか、任期中、議会ホームページに掲示することとする。

(8) 議会の傍聴

本会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴章の交付を受けなければならない。

なお、一般傍聴者は、県議会受付で傍聴券の交付を受け、住所、氏名等を記入し、入場の際に、これを係員に提示すれば傍聴することができるが、危険のおそれのある物品を携帯する者、酒気を帯びている者及び拡声器、録音機、写真機の類を携帯している者等は傍聴席に入ることができない。

なお、一般傍聴席の定員は162人である。(うち車いす使用の定員は2人)

委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局所定の場所で、傍聴券の交付を受けなければならない。傍聴の手続きは、本会議の場合と同様である。

#### 4. 議員の議員報酬等

##### (1) 議員の議員報酬及び期末手当

ア 議員報酬

(適用年月日 平成5年12月1日)

区 分	議 長	副 議 長	議 員
議員報酬月額	910,000円	810,000円	780,000円

イ 期末手当

議員報酬月額 +  $\frac{\text{議員報酬月額} \times 45 \text{ (45\%を超えない範囲内)}}{100}$  に次表の割合を乗じて得た額を支給する。

(適用年月日 令和3年4月1日)

在職期間	基準日	6月1日	12月1日
	6 箇 月		100分の160.0
5 箇月以上 6 箇月未満		100分の128.0	100分の128.0
3 箇月以上 5 箇月未満		100分の96.0	100分の96.0
3 箇 月 未 満		100分の48.0	100分の48.0



## (2) 費用弁償

ア 内国旅行の旅費（適用年月日 平成20年4月1日）

### (ア) 日額旅費

次の各号に定める旅行の場合、下表の日額により計算する。

- ① 県議会の招集に応じたとき
- ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の招集に応じて出席したとき
- ③ 会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場に出席したとき

区 分	旅費の額（日額）
居住地が招集地である場合	6,700円
居住地から招集地までの往復の距離が路程50km未満である場合 （居住地が招集地である場合を除く）	8,300円
居住地から招集地までの往復の距離が路程50km以上100km未満である場合	9,900円
居住地から招集地までの往復の距離が路程100km以上である場合	13,300円

### (イ) 通常の場合

次の各号における旅行の場合、下表により計算する。

- ① アの(ア)の②の会議において旅行することを議決し議長の承認を得たとき
- ② 議長、副議長又は議長の依頼によりその代理となる者が公務により出務したとき
- ③ 地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣したとき

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 (1 kmにつき)
特別車両料金	特別船室料金	実 費	25円

宿泊料（1夜につき）		旅行雑費（1日につき）		食卓料 (1夜につき)
甲地方	乙地方	同一県内旅行 以外の旅行	同一県内旅行 (100km以上又は宿泊した場合)	
17,700円	13,300円	1,200円	200円	3,000円

※ 宿泊料の欄中、甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第一の一備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

イ 外国旅行の旅費（適用年月日 平成19年4月1日）

(ア) 宿泊料、外国旅行雑費及び食卓料

宿泊料（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				食卓料 （1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	7,700円

(備考)

- 一 宿泊料及び外国旅行雑費の欄中、指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。
- 二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

(イ) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び死亡手当

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	死亡手当
最上級の運賃	最上級の運賃	最上級の運賃	実費	640,000円

(3) 政務活動費

青森県政務活動費の交付に関する条例により、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付しており、その概要は次のとおりである。

ア 交付対象

各月の初日に議員である者

イ 政務活動費の額

月額31万円

ウ 収支報告書

毎年度、議長に「収支報告書」及び全ての支出に係る領収書の写し等を提出しなければならない。

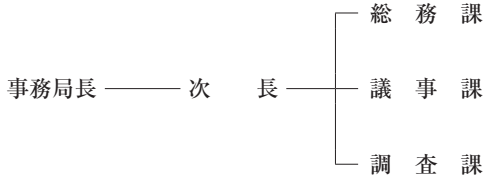
---

# 議 会 事 務 局

---

# 1. 議会事務局

## (1) 組織



## (2) 職員数

### ア 職員定数と現員

(令和3年4月1日現在)

	事務局長・書記・その他の職員	計	定数外(臨時)	合計
定数	27	27	-	27
現員	1 23 1	25	9	34

### イ 各課配置状況

区分 課名	局長	書記										その他職員	その他臨時職員等	計	
		次長	参事	課長	総括副参事	副参事	総括主幹	主幹	主査	主事	主幹専門員	技能技師			
局長	1														1
次長		1													1
総務課				1		1		3	2			1	5	13	
議事課				1			2	3					1	7	
調査課				1		1	1	4	1		1		3	12	
小計	1	1		3		2	3	10	3		1	1	9	34	
合計	1	23										1	9	34	

### (3) 分 掌 事 務

#### ○総 務 課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の人事、給与、服務、研修、福利厚生及び共済に関すること。
- 3 予算、決算に関すること。
- 4 議員の議員報酬、費用弁償及び共済等に関すること。
- 5 文書の收受及び発送に関すること。
- 6 議会棟及び西棟のうち議会が専ら使用する部分の管理に関すること。
- 7 傍聴に関すること。
- 8 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- 9 公用車の使用管理に関すること。
- 10 議長及び副議長の秘書に関すること。
- 11 行政文書の開示に係る事務の総括に関すること。
- 12 個人情報の保護に係る事務の総括に関すること。
- 13 議員の資産等の公開に関すること。
- 14 各委員長合同会議に関すること。
- 15 他の課の主管に属しない事務に関すること。
- 16 前各号に掲げるもののほか庶務一般に関すること。

#### ○議 事 課

- 1 定例会及び臨時会に関すること。
- 2 常任委員会及び特別委員会に係る事務の総括に関すること。
- 3 議会運営委員会に関すること。
- 4 各会派代表者会議、議員全員協議会及び各会派世話人協議会に関すること。
- 5 会議録に関すること。

#### ○調 査 課

- 1 議会が必要とする県政についての調査及び研究に関すること。
- 2 議員提出議案、修正案、意見書案及び決議案に関すること。
- 3 請願及び陳情に関すること。
- 4 提出議案の調査に関すること。
- 5 政務活動費の交付に関すること。
- 6 議会の審議に係る資料の収集及び発刊に関すること。
- 7 全国都道府県議会議長会及び北海道・東北六県議会議長会に関すること。
- 8 図書及び資料の収集、整理及び保管に関すること。
- 9 図書及び資料の閲覧及び貸出に関すること。
- 10 図書及び資料の参考調査に関すること。

11 議会史編さんに関すること。

12 広報図書委員会に関すること。

(4) 議会の刊行物

・青森県議会提要	200部	4年に1回
・青森県議会先例・事例集	200部	4年に1回
・あおり県議会だより	1回520,000部	年に4回
・情報と資料	1回260部	年に4回
・議会の概要	500部	年に1回
・請願・陳情処理の結果調査書	115部	年に1回
・会議録		
定例会	90部	年に4回
臨時会	90部	その都度
予算特別委員会	90部	年に1回
決算特別委員会	90部	年に1回
全員協議会	90部	その都度

(5) 予算の執行

議会費予算は各課の要求に基づいて編成しているが、予算の執行は総務課で行っている。

(6) 公用車

乗用車1台を管理しており、議長が専用している。

(7) 常任委員会担当者

(令和3年5月末現在)

委員会名	担当課	担当書記
総務企画危機管理	総務課	成田副参事、山形主幹、武藤主幹
環境厚生	議事課	高橋総括主幹、荒井主幹
農林水産	調査課	堀越主幹、佐々木主査
商工労働観光エネルギー	調査課	大西主幹、西谷主幹専門員
文教公安	議事課	古川主幹、槻ノ木沢主幹
建設	調査課	千葉総括主幹、佐々木主幹

## 2. 議会図書室

### (1) 運営方針

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定に基づき、青森県議会図書室設置条例によって設置され、議員の調査研究に必要な図書、資料を収集・整備し、地方行政専門図書室として、その機能の充実に努め、議員活動の円滑化を図っている。特に、地方自治に関するものを重点に収集している。

### (2) 広報図書委員会

本委員会は、地方自治法等の規定によって設置され、青森県議会広報図書委員会運営要綱により運営されている。

委員の数は10人で、議員の中から議長が委嘱している。

(令和3年4月8日委嘱・互選)

正副委員長	委員
委員長 工藤義春	渋谷哲一、今博、一戸富美雄、 吉田絹恵、谷川政人、和田寛司、
副委員長 齊藤直飛人	山本知也、吉俣洋

### (3) 図書分類

日本十進分類法により分類している。

### (4) 利用状況

(令和2年4月～令和3年3月)

区分	利用者	議員	議会職員	執行部	合計
貸出(冊)		371	618	1,304	2,293

### (5) 図書数及び資料(令和3年3月31日現在)

図書数 20,672冊

資料 青森県議会会議録(明治6年～)、青森県議会定例会議案(明治33年～)、  
青森県報(昭和22年～)、東奥日報(平成17年～)等

(6) 青森県議会史編さん事業

本県の議会史は、昭和33年から編さんに着手し、明治元年から昭和61年までを15巻に収録し、発刊済みである。

(編さんの状況)

番号	内 容	頁 数	収録年数	刊行年月日
1	明治元年～明治23年	839頁	23年	昭和37. 6. 30
2	明治24年～明治45年 (大正元年)	1, 360	22	40. 3. 1
3	大正 2 年～大正15年	1, 290	14	42. 3. 31
4	昭和元年～昭和10年	1, 696	10	44. 10. 31
5	昭和11年～昭和15年	1, 332	5	48. 3. 31
6	昭和16年～昭和20年	941	5	49. 10. 1
7	昭和21年～昭和27年	1, 013	7	34. 3. 31
8	昭和28年～昭和34年	1, 121	7	35. 3. 31
9	昭和35年～昭和37年	1, 183	3	53. 3. 31
10	昭和38年～昭和41年	1, 467	4	58. 3. 15
11	昭和42年～昭和45年	1, 459	4	60. 3. 15
12	昭和46年～昭和49年	1, 583	4	61. 3. 15
13	昭和50年～昭和53年	1, 460	4	平成元. 3. 15
14	昭和54年～昭和57年	1, 314	4	8. 3. 15
15	昭和58年～昭和61年	1, 280	4	10. 3. 20



### 3. 議 事 堂

#### (1) 議事堂の概要

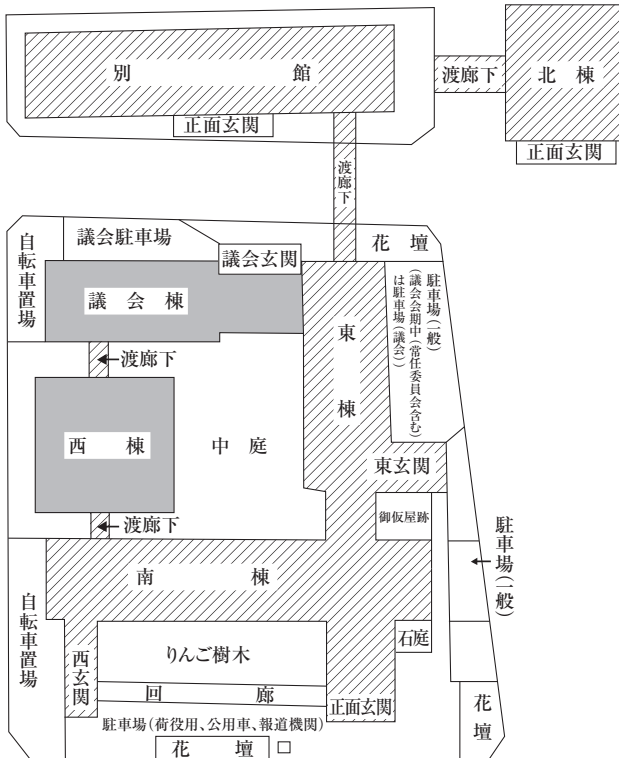
現庁舎は、県庁舎と共に昭和36年1月22日に竣工した。

本工事の主なる特徴は、敷地の土質が軟弱なため地表下26mにある洪積層に径43cmのベドスタル杭を総数1,428本打ち込み支持されていることである。

なお、平成5年8月から、新たに竣工した県庁西棟の1～3階が県議会の用に供されている。

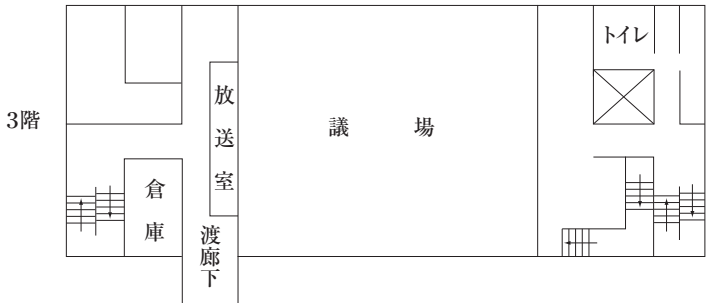
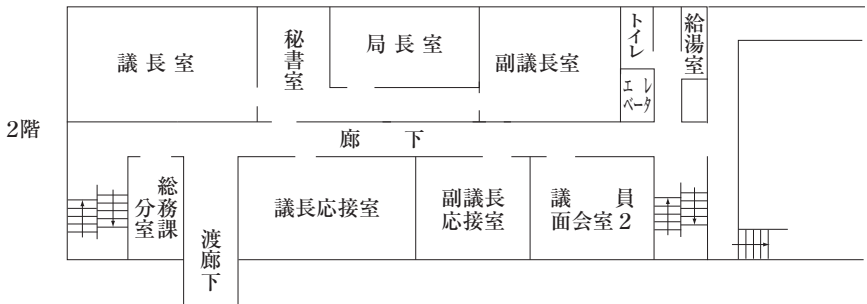
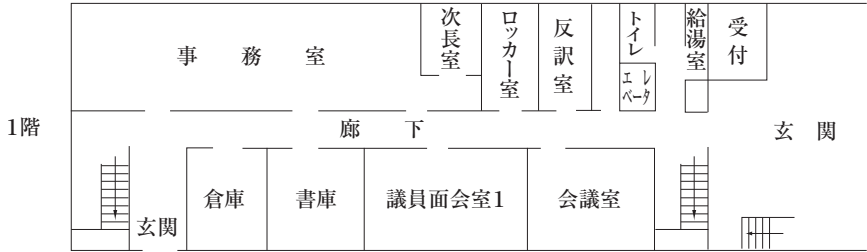
平成28年2月定例会閉会後から平成30年6月定例会開会前まで、耐震・長寿命化改修工事を実施した。

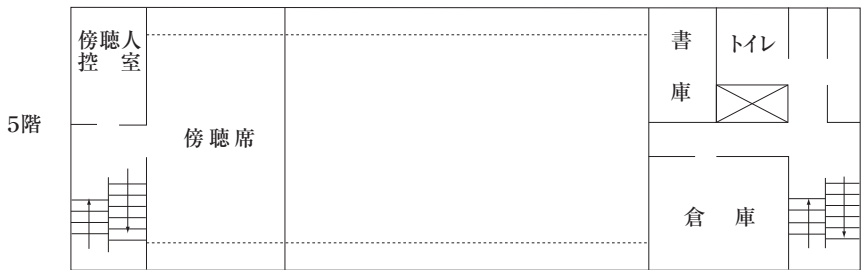
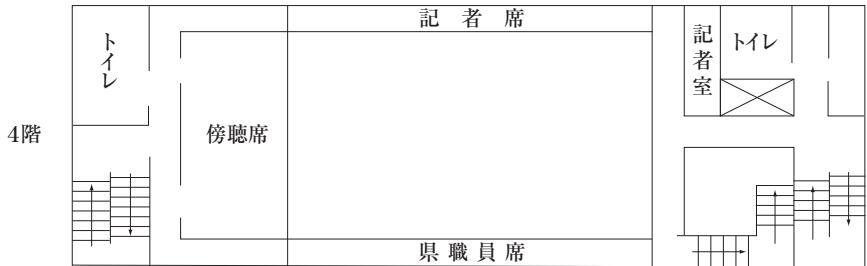
#### (2) 県庁舎見取図



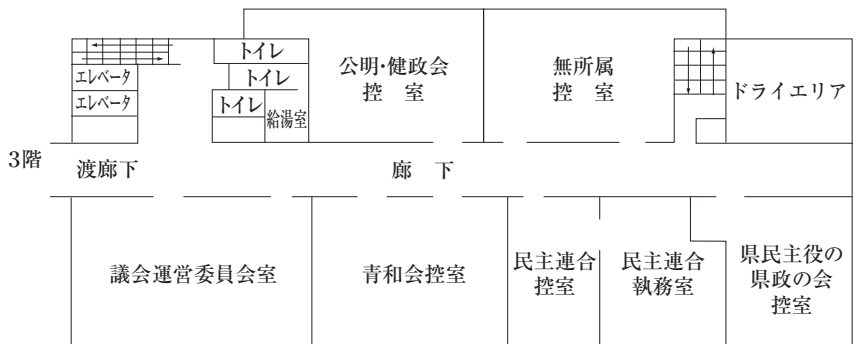
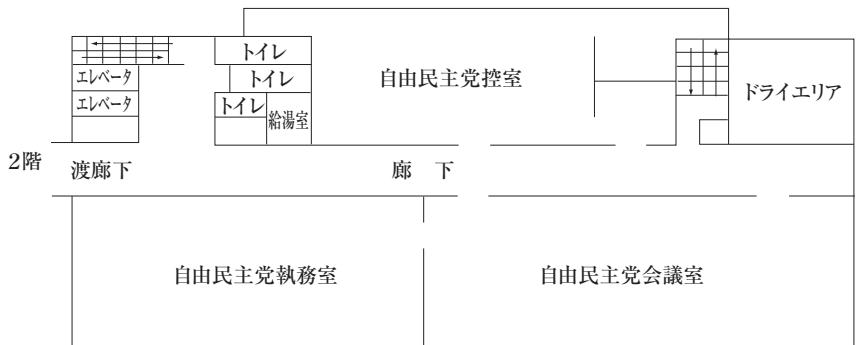
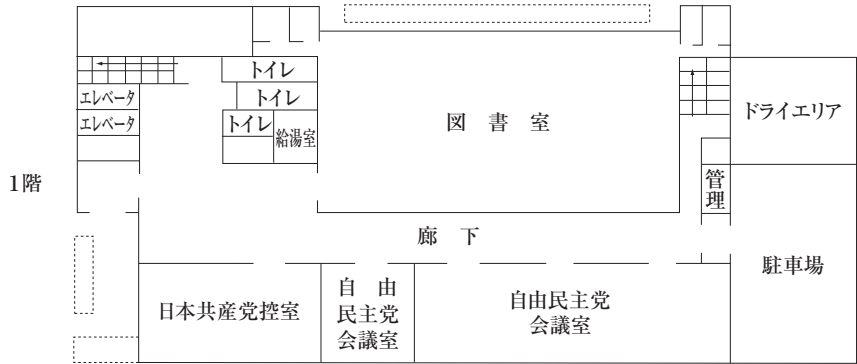
(3) 平 面 図

① 議会棟 (延床面積5,115.2㎡)





② 西棟 (延床面積3,234.42㎡ (1～3階))



(令和3年5月末現在)

#### 4. 議会の予算

令和3年度議会費当初予算額

(単位：千円)

款 項	目	予算額	節		
			区 分	金 額	説 明
1 議会費		1,350,145			
1 議会費		1,350,145			
	1 議会費	1,014,690	1 報 酬	441,840	特別職47人
			3 職員手当等	170,845	
			4 共 済 費	66,452	
			7 報 償 費	244	
			8 旅 費	78,637	
			9 交 際 費	1,258	
			10 需 用 費	4,398	
			11 役 務 費	409	
			12 委 託 料	59,637	
			13 使用料及び 賃借料	10,218	
			18 負担金補助 及び交付金	180,752	政務活動費 174,840
					全国都道府県議会議長会 負担金 4,948
					北海道・東北六県議会議 長会負担金 400
					原子力発電関係県議会 議長協議会負担金 80
					日本海沿岸東北自動車道 建設促進四県議会協議会 負担金 140
					活動火山・大規模地震 対策都道県議会協議会 負担金 20
					財政基盤強化対策県議会 議長協議会負担金 50

款 項	目	予算額	節		
			区 分	金 額	説 明
					羽越・奥羽本線等高速化 促進四県議会協議会 負担金 30
					協議会等負担金 91
					研修等負担金 153
	2 事務局費	335,455	1 報 酬	4,098	
			2 給 料	124,768	一般職員25人
			3 職員手当等	138,601	
			4 共 済 費	41,656	
			7 報 償 費	21	
			8 旅 費	1,997	
			9 交 際 費	26	
			10 需 用 費	8,601	
			11 役 務 費	2,214	
			12 委 託 料	10,988	
			13 使用料及び 賃 借 料	1,988	
			17 備品購入費	464	
			18 負担金補助 及び交付金	33	研修等負担金 33

---

# 県勢の概況

---

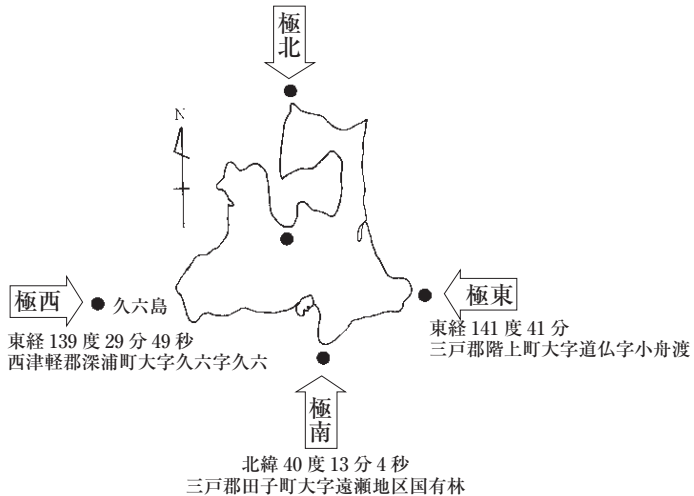
# 1. 位 置

本県は、本州の最北端にあり、北は津軽海峡を隔てて北海道と対し、南は秋田・岩手の両県に接している。東は太平洋、西は日本海に面し、三面海に囲まれている。

経緯度では、北緯40度12分から41度33分、東経139度30分から141度41分の間であり、ニューヨーク、北京、ローマ、マドリードとほぼ同緯度に位置している。



下北郡大間町大字大間字弁天島  
北緯 41 度 33 分 22 秒





## 2. 面 積

本県の総面積は、令和3年1月1日現在で、9,645.64km<sup>2</sup>で、全国面積377,975.61km<sup>2</sup>の2.6%に当たり、全国第8位の大きさである。東北6県では岩手県（全国2位）、福島県（同3位）、秋田県（同6位）に次ぐ大きさである。

<東北6県の面積>

（令和3年1月1日現在）

順 位	県 名	面積 (km <sup>2</sup> )	(全国順位)
1	岩 手 県	15,275.01	2
2	福 島 県	13,784.14	3
3	秋 田 県	11,637.52	6
4	青 森 県	9,645.64	8
5	山 形 県	9,323.15	9
6	宮 城 県	7,282.29	16
(参考)	全 国	377,975.61	-

資料：国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」

## 3. 気 候

本県の気候は、本州最北端部にあるため、短い夏と長い冬が特徴である。

複雑な地形や海流の影響で地域によって気候に大きな差が見られる。

暖候期（4月から10月）は、津軽南部は温暖であるが、津軽北部や下北及び三八・上北地方では、春から夏にかけて吹く冷湿な偏東風（やませ）のため、低温の日が現れやすく、しばしば冷害に見舞われている。

寒候期（11月から3月）は、三八地方は雪が少なく、晴れる日が多いが、津軽・下北地方は季節風を強く受け、雪の日が多く、12月から3月まで雪に覆われている。山間部を除くと、五所川原市から青森市、野辺地町にかけての地域が県内では多雪地帯に属する。

<令和2年気象集計値>

区 分	青 森	深 浦	む つ	八 戸
平均気温 (°C)	11.6	11.6	10.5	11.3
降 水 量 (mm) <総 量>	1,417.0	1,596.5	1,385.0	1,229.0
日照時間 (時間) <月平均>	133.2	120.3	121.3	145.1
最深積雪 (cm)	38	11	28	17

資料：気象庁ホームページ

## 4. 地 勢

地勢は奥羽山脈が県の中央と南北に走り、中央山地を形成しており、秋田県境には、出羽山地の延長に当たる西部山地が形成されている。このほか、津軽半島の脊梁山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野をなし、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の頸部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域に東部丘陵が形成されている。

### (1) 主 な 山 岳

名 称	標 高	所 在 等
八甲田山<大 岳>	1,585m	奥羽山脈北部（八甲田山とその周辺）
八甲田山<高田大岳>	1,559	〃
櫛ヶ峯<上 岳>	1,517	〃
戸来岳<三ツ岳>	1,159	〃
岩 木 山	1,625	白 神 山 地
向 白 神 岳	1,250	〃
白 神 岳	1,235	〃
二 ツ 森	1,086	〃

資料：国土交通省国土地理院「日本の山岳標高一覧 -1003山-」

### (2) 主 な 河 川

名 称	流路延長	水源地	下流端	名 称	流路延長	水源地	下流端
馬淵川	142.4km	岩手県	八戸市	浅瀬石川	44.8km	平川市	藤崎町で平川へ合流
岩木川	101.6	西目屋村	五所川原市	平 川	40.6	〃	藤崎町で岩木川へ合流
新井田川	78.1	岩手県	八戸市	熊原川	37.0	田子町	三戸町で馬淵川へ合流
奥入瀬川	70.7	十和田市	おいらせ町	坪 川	35.9	七戸町	七戸町で高瀬川へ合流
高瀬川	63.7	七戸町	六ヶ所村	浅水川	35.0	三戸町	八戸市で馬淵川へ合流
五戸川	50.7	新郷村	八戸市	十 川	35.0	黒石市	五所川原市で岩木川へ合流
中村川	44.9	弘前市	鱒ヶ沢町	追良瀬川	33.7	深浦町	深浦町
赤石川	44.6	鱒ヶ沢町	〃	堤 川	32.6	青森市	青森市

資料：県河川砂防課



## (2) 市町村の変遷

市	郡	大正元年	昭和元年	28年10月 1日現在	31年3月 31日現在	44年8月 1日現在	55年5月 1日現在	平成18年 3月1日 現在
総	数	170	170	163	74	67	67	40
	市	2	2	3	6	8	8	10
	町	10	21	33	30	33	34	22
	村	158	147	127	38	26	25	8
東津軽郡	{ 町	-	1	3	3	3	3	3
	{ 村	23	22	18	5	3	3	1
西津軽郡	{ 町	2	3	3	3	3	3	2
	{ 村	18	17	17	5	5	5	-
中津軽郡	{ 町	-	-	-	-	1	1	-
	{ 村	16	16	16	3	2	2	1
南津軽郡	{ 町	1	4	9	6	5	5	2
	{ 村	28	25	19	3	3	3	1
北津軽郡	{ 町	1	3	5	4	4	4	3
	{ 村	22	20	18	3	2	2	-
上北郡	{ 町	3	3	5	5	9	9	6
	{ 村	13	13	11	7	2	2	1
下北郡	{ 町	1	2	5	5	3	3	1
	{ 村	8	7	4	4	4	4	3
三戸郡	{ 町	2	5	3	4	5	6	5
	{ 村	30	27	24	8	5	4	1

資料：県市町村課「市町村事務要覧」

## 6. 県 の 人 口

(概況)

令和2年10月1日現在における本県の推計人口は1,230,715人となり、令和元年10月1日現在と比較して15,576人(1.25%)の減少となった。また、令和2年10月1日現在の世帯数は、517,105世帯となり、令和元年10月1日現在と比較して1,623世帯(0.31%)の増加となった。

人口を男女別にみると、男性は578,175人で令和元年と比較して7,286人(1.24%)の減少、女性は652,540人で同じく8,290人(1.25%)の減少となっている。

## (1) 年次別人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

	年次	世帯数	人 口			人口増減数		女100人 に対する 男の人数	一 世 帯 当 たり 平均人数
			総 数	男	女	対前年同月	対前回国調		
						人	人		
国 勢 調 査 結 果	大正9年	127,690	756,454	381,293	375,161	△ 38,793		101.6	5.92
	14	138,657	812,977	408,770	404,207	21,977	56,523	101.1	5.86
	昭和5年	148,303	879,914	441,441	438,473	19,014	66,937	100.7	5.93
	10	159,053	967,129	484,277	482,852	34,029	87,215	100.3	6.08
	15	169,108	1,000,509	496,614	503,895	△ 32,391	33,380	98.6	5.92
	22	206,059	1,180,245	579,690	600,555	91,013	179,736	96.5	5.73
	25	220,777	1,282,867	635,547	647,320	24,985	102,622	98.2	5.81
	30	243,353	1,382,523	678,837	703,686	27,940	99,656	96.5	5.68
	35	276,197	1,426,606	694,037	732,569	△ 16,714	44,083	94.7	5.17
	40	310,219	1,416,591	682,972	733,619	△ 20,378	△ 10,015	93.1	4.57
	45	347,801	1,427,520	685,477	742,043	3,003	10,929	92.4	4.10
	50	387,587	1,468,646	707,232	761,414	29,996	41,126	92.9	3.79
	55	428,557	1,523,907	735,444	788,463	12,610	55,261	93.3	3.56
	60	443,995	1,524,448	731,439	793,009	△ 2,915	541	92.2	3.43
	平成2年	455,304	1,482,873	704,758	778,115	△ 17,885	△ 41,575	90.6	3.26
	7	482,731	1,481,663	704,189	777,474	10,667	△ 1,210	90.6	3.07
	12	506,540	1,475,728	702,573	773,155	650	△ 5,935	90.9	2.91
	17	510,779	1,436,657	679,077	757,580	△ 14,290	△ 39,071	89.6	2.81
	22	513,385	1,373,339	646,141	727,198	△ 9,178	△ 63,318	88.9	2.68
27	510,945	1,308,265	614,694	693,571	△ 13,630	△ 65,074	88.6	2.56	
青 森 県 推 計 世 帯 数 及 び 人 口	昭和63年	439,666	1,508,318	721,085	787,233	△ 6,654		91.6	3.43
	平成元年	437,602	1,500,758	716,330	784,428	△ 7,560		91.3	3.43
	3	453,131	1,475,705	700,107	775,598	△ 7,168		90.3	3.26
	4	451,915	1,471,206	696,966	774,240	△ 4,499		90.0	3.26
	5	451,557	1,469,445	695,748	773,697	△ 1,761		89.9	3.25
	6	452,173	1,470,996	696,600	774,396	1,551		90.0	3.25
	8	488,923	1,482,010	704,264	777,746	347		90.6	3.03
	9	494,246	1,479,950	702,909	777,041	△ 2,060		90.5	2.99
	10	499,675	1,478,065	701,197	776,868	△ 1,885		90.3	2.96
	11	504,627	1,475,078	699,367	775,711	△ 2,987		90.2	2.92
	13	511,269	1,472,672	700,468	772,192	△ 3,056		90.7	2.88
	14	515,544	1,467,925	698,044	769,881	△ 4,747		90.7	2.85
	15	519,535	1,460,050	693,437	766,613	△ 7,875		90.5	2.81
	16	522,829	1,450,947	688,209	762,738	△ 9,103		90.2	2.78
	18	514,515	1,423,412	671,651	751,761	△ 13,245		89.3	2.77
	19	516,603	1,408,589	663,460	745,129	△ 14,823		89.0	2.73
	20	518,942	1,394,806	655,857	738,949	△ 13,783		88.8	2.69
	21	522,097	1,382,517	649,689	732,828	△ 12,289		88.7	2.65
	23	516,494	1,363,038	640,662	722,376	△ 10,301		88.7	2.64
	24	519,453	1,349,969	634,196	715,773	△ 13,069		88.6	2.60
	25	521,852	1,336,206	627,579	708,627	△ 13,763		88.6	2.56
26	523,778	1,321,895	620,565	701,330	△ 14,311		88.5	2.52	
28	512,447	1,293,681	607,729	685,952	△ 14,584		88.6	2.52	
29	513,912	1,278,581	600,560	678,021	△ 15,100		88.6	2.49	
30	514,846	1,262,815	593,290	669,525	△ 15,766		88.6	2.45	
令和元年	515,482	1,246,291	585,461	660,830	△ 16,524		88.6	2.42	
2	517,105	1,230,715	578,175	652,540	△ 15,576		88.6	2.38	

資料：県企画政策部「令和3年 青森県統計年鑑」

## (2) 人口動態

(単位：人)

年次	人口増減 (△減)	自然動態			社会動態		
		増減数	出生	死亡	増減数	転入	転出
平成11年	△ 2,987	△ 291	13,231	13,522	△ 2,696	56,754	59,450
12	△ 650	△ 189	12,866	13,055	△ 2,738	55,292	58,030
13	△ 3,056	△ 199	12,905	13,104	△ 2,857	28,141	30,998
14	△ 4,747	△ 811	12,671	13,482	△ 3,936	28,098	32,034
15	△ 7,875	△ 2,243	11,957	14,200	△ 5,632	27,378	33,010
16	△ 9,103	△ 2,444	11,662	14,106	△ 6,659	25,720	32,379
17	△ 14,290	△ 4,146	10,769	14,915	△ 7,117	24,809	31,926
18	△ 13,245	△ 4,099	10,603	14,702	△ 9,146	23,912	33,058
19	△ 14,823	△ 4,650	10,203	14,853	△ 10,173	23,011	33,184
20	△ 13,783	△ 4,921	10,328	15,249	△ 8,862	22,895	31,757
21	△ 12,289	△ 5,867	9,633	15,500	△ 6,422	23,483	29,905
22	△ 9,178	△ 6,219	9,754	15,973	△ 5,033	21,977	27,010
23	△ 10,301	△ 6,695	9,559	16,254	△ 3,606	22,074	25,680
24	△ 13,069	△ 7,756	9,193	16,949	△ 5,313	21,272	26,585
25	△ 13,763	△ 8,255	9,070	17,325	△ 5,508	20,975	26,483
26	△ 14,311	△ 7,863	9,152	17,015	△ 6,448	20,393	26,841
27	△ 13,630	△ 8,587	8,570	17,157	△ 6,278	19,981	26,259
28	△ 14,584	△ 8,678	8,726	17,404	△ 5,906	20,081	25,987
29	△ 15,100	△ 9,378	8,171	17,549	△ 5,722	20,182	25,908
30	△ 15,766	△ 9,946	7,943	17,889	△ 5,820	19,561	25,381
令和元年	△ 16,524	△ 10,931	7,323	18,254	△ 5,593	19,986	25,579
2	△ 15,576	△ 10,936	7,005	17,941	△ 4,640	18,483	23,123

※1 増減数は前年10月から当年9月までの数値。

※2 平成13年以降の社会増減数には、県内市町村間の移動者数は含まれない。

※3 平成12、17、22、27年の人口増減数は、国勢調査結果によるものであり、自然増減数と社会増減数を足した数値と一致しない。

資料：県企画政策部「令和2年 青森県の人口」

## (3) 市部町村部人口

(単位：人、%)

年次	県		市		部		町		村	
	推計人口	増減数	推計人口	増減数	推計人口	増減数	推計人口	増減数	推計人口	増減数
平成11年	1,478,652	△ 2,984	960,320	143	518,332	△ 3,127	518,332	△ 3,127		
12	1,475,668	△ 2,856	960,463	88	515,205	△ 2,944	515,205	△ 2,944		
13	1,476,389	△ 3,439	961,192	381	515,197	△ 3,820	515,197	△ 3,820		
14	1,472,950	△ 5,903	961,573	△ 2,284	511,377	△ 3,642	511,377	△ 3,642		
15	1,467,047	△ 7,569	959,289	△ 3,147	507,735	△ 4,506	507,735	△ 4,506		
16	1,459,478	△ 9,746	956,142	△ 4,549	503,229	△ 5,286	503,229	△ 5,286		
17	1,449,732	△ 11,769	1,089,730	△ 7,438	359,806	△ 4,464	359,806	△ 4,464		
18	1,434,936	△ 13,417	1,095,217	△ 8,316	339,833	△ 5,026	339,833	△ 5,026		
19	1,421,519	△ 14,781	1,086,901	△ 10,020	334,807	△ 4,786	334,807	△ 4,786		
20	1,394,806	△ 13,783	1,068,860	△ 8,868	326,021	△ 4,914	326,021	△ 4,914		
21	1,382,517	△ 12,289	1,061,081	△ 7,779	321,556	△ 4,465	321,556	△ 4,465		
22	1,373,339	△ 9,178	1,054,602	△ 6,479	318,737	△ 2,819	318,737	△ 2,819		
23	1,363,038	△ 10,301	1,048,349	△ 6,253	314,657	△ 4,080	314,657	△ 4,080		
24	1,349,969	△ 13,069	1,040,006	△ 8,343	309,894	△ 4,763	309,894	△ 4,763		
25	1,336,206	△ 13,763	1,031,013	△ 8,993	305,142	△ 4,752	305,142	△ 4,752		
26	1,321,895	△ 14,311	1,021,666	△ 9,347	300,197	△ 4,945	300,197	△ 4,945		
27	1,308,265	△ 13,630	1,013,321	△ 8,345	294,944	△ 5,253	294,944	△ 5,253		
28	1,293,681	△ 14,584	1,003,098	△ 10,223	290,521	△ 4,423	290,521	△ 4,423		
29	1,278,581	△ 15,100	992,632	△ 10,466	285,818	△ 4,703	285,818	△ 4,703		
30	1,262,815	△ 15,766	981,514	△ 11,118	281,164	△ 4,654	281,164	△ 4,654		
令和元年	1,246,291	△ 16,524	969,938	△ 11,576	276,201	△ 4,963	276,201	△ 4,963		
2	1,230,715	△ 15,576	959,284	△ 10,654	271,251	△ 4,950	271,251	△ 4,950		

※1 推計人口は平成19年までは1月1日現在。平成20年からは10月1日現在。

※2 平成19年までの増減数は、当年1月1日から12月31日までの数値。平成20年からの増減数は、前年10月1日から当年9月30日までの数値。

※3 市部町村部の区分について、平成16年以前の数値は、当時の市町村境域による区分であり、平成17年の増減数は、平成18年1月1日現在の市町村境域により区分している。

※4 平成13、18年の推計人口は、前年に国勢調査が行われ、10月1日時点で基準人口(推計の基礎となる人口)が変わったため、前年の人口増減数を前年の推計人口に加えた数値と一致しない。

※5 平成13年以降の県の増減数には、県内市町村間の移動者数は含まれない。よって、市部増減数と町村部増減数を加えた数値とは一致しない。

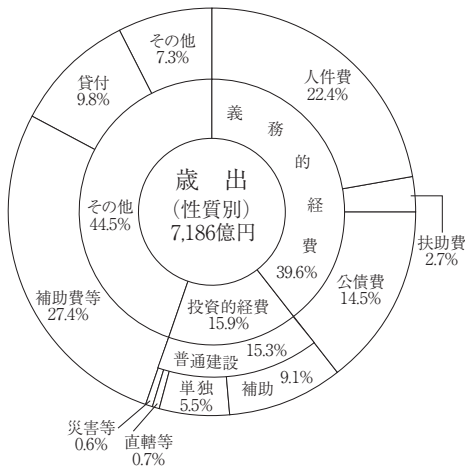
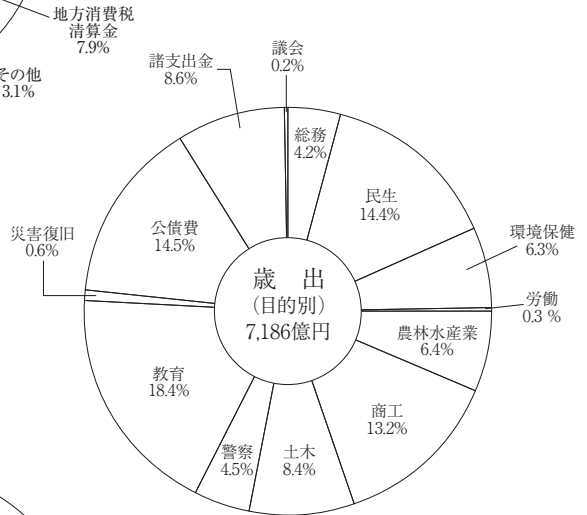
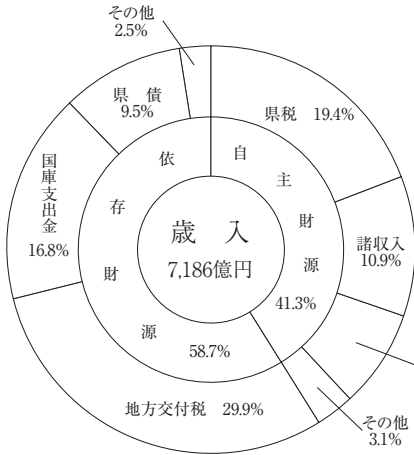
資料：県企画政策部「令和2年 青森県の人口」

## 7. 県の予算（令和3年度）

### (1) 一般会計

区分	令和2年度当初			令和2年度現計			令和3年度当初			比較(%)	
	予算額 A	構成比	一般財源	予算額 B	構成比	一般財源	予算額 C	構成比	一般財源	当初比 C/A	現計比 C/B
<b>歳入</b>											
1 県 税	146,798,242	21.5	146,798,242	146,798,242	17.8	146,798,242	139,044,152	19.4	139,044,152	94.7	94.7
2 地方消費税清算金	60,289,457	8.8	60,289,457	60,289,457	7.3	60,289,457	56,882,636	7.9	56,882,636	94.3	94.3
3 地方譲与税	23,846,563	3.5	23,846,563	23,846,563	2.9	23,846,563	16,917,259	2.4	16,917,259	70.9	70.9
4 地方特例交付金	606,567	0.1	606,567	606,567	0.1	606,567	712,792	0.1	712,792	117.5	117.5
5 地方交付税	213,944,000	31.4	213,944,000	219,276,771	26.7	219,276,771	215,030,000	29.9	215,030,000	100.5	98.1
普通	210,544,000	30.9	210,544,000	212,340,646	25.8	212,340,646	211,630,000	29.4	211,630,000	100.5	99.7
特別	3,400,000	0.5	3,400,000	6,936,125	0.9	6,936,125	3,400,000	0.5	3,400,000	100.0	49.0
6 交通安全対策特別交付金	342,429	0.1	342,429	342,429	0.1	342,429	341,126	0.0	341,126	99.6	99.6
7 分担金及び負担金	3,176,121	0.5	2,551	3,270,961	0.4	2,551	3,330,063	0.5	2,863	104.8	101.8
8 使用料及び手数料	8,057,909	1.2	0	8,057,645	1.0	0	7,822,700	1.1	22,046	97.1	97.1
9 国庫支出金	107,688,520	15.8	2,144,468	167,096,802	20.3	2,144,468	120,530,905	16.8	2,494,381	111.9	72.1
10 財産収入	911,022	0.1	2,901	979,570	0.1	3,126	907,459	0.1	1,875	99.6	92.6
11 寄附金	3,239	0.0	1	3,239	0.0	1	2,948	0.0	1	91.0	91.0
12 繰入金	8,198,195	1.2	0	13,212,060	1.6	4,698,375	9,946,243	1.4	0	121.3	75.3
13 繰越金	1	0.0	1	1,063,375	0.1	1,063,375	1	0.0	1	100.0	0.0
14 諸収入	45,496,735	6.7	2,505,293	117,986,176	14.3	2,518,964	78,581,716	10.9	2,805,857	172.7	66.6
15 県債	62,241,000	9.1	20,884,000	60,378,000	7.3	19,897,000	68,550,000	9.5	34,720,000	110.1	113.5
計	681,600,000	100.0	471,366,473	823,207,857	100.0	481,487,889	718,600,000	100.0	468,974,989	105.4	87.3
<b>歳出</b>											
1 議会費	1,296,308	0.2	1,296,307	1,314,788	0.2	1,300,003	1,350,145	0.2	1,350,144	104.2	102.7
2 総務費	28,554,515	4.2	23,144,006	32,795,539	4.0	23,643,306	29,850,964	4.2	24,848,715	104.5	91.0
3 民生費	104,750,537	15.4	89,411,647	116,362,724	14.1	89,783,670	103,660,771	14.4	88,854,360	99.0	89.1
4 環境保健費	25,463,025	3.7	13,611,111	51,174,243	6.2	13,997,645	45,249,062	6.3	14,764,164	177.7	88.4
5 労働費	2,270,109	0.3	1,071,847	2,551,514	0.3	1,175,239	2,247,433	0.3	1,096,472	99.0	88.1
6 農林水産業費	46,183,740	6.8	14,793,662	50,957,063	6.2	15,244,810	46,334,387	6.4	14,155,671	100.3	90.9
7 商工費	58,315,700	8.6	11,338,590	143,507,637	17.4	15,797,409	94,769,864	13.2	12,112,252	162.5	66.0
8 土木費	71,876,012	10.5	15,166,828	73,634,419	9.0	16,963,732	60,519,671	8.4	18,094,733	84.2	82.2
9 警察費	31,903,094	4.7	27,970,240	31,983,253	3.9	27,986,529	32,529,095	4.5	27,809,093	102.0	101.7
10 教育費	136,666,774	20.0	103,412,601	144,482,491	17.6	105,321,912	132,104,688	18.4	100,093,587	96.7	91.4
11 災害復旧費	4,096,724	0.6	18,873	4,096,724	0.5	18,873	4,134,338	0.6	21,046	100.9	100.9
12 公債費	106,333,908	15.6	106,241,208	106,333,908	12.9	106,241,208	104,146,279	14.5	104,071,450	97.9	97.9
13 諸支出費	63,739,554	9.4	63,739,553	63,739,554	7.7	63,739,553	61,553,303	8.6	61,553,302	96.6	96.6
14 予備費	150,000	0.0	150,000	274,000	0.0	274,000	150,000	0.0	150,000	100.0	54.7
計	681,600,000	100.0	471,366,473	823,207,857	100.0	481,487,889	718,600,000	100.0	468,974,989	105.4	87.3

# 歳入・歳出の構成比





## (2) 特別会計

(単位：千円)

区 分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	前年度比 (%)
公債費特別会計	179,727,993	172,368,481	95.9%
療育福祉・医療療育センター特別会計	2,024,222	1,994,428	98.5%
港湾整備事業特別会計	451,306	447,880	99.2%
証紙特別会計	2,301,238	2,260,549	98.2%
管理特別会計	228,827	311,534	136.1%
公共用地先行取得事業特別会計	905,488	459,605	50.8%
駐車場事業特別会計	163,874	40,748	24.9%
鉄道施設事業特別会計	5,473,169	7,524,684	137.5%
国民健康保険特別会計	127,651,593	128,107,300	100.4%
母子父子寡婦福祉資金特別会計	494,184	561,709	113.7%
小規模企業者等設備導入資金特別会計	2,611,539	2,190,495	83.9%
林業・木材産業改善資金特別会計	77,346	71,936	93.0%
沿岸漁業改善資金特別会計	132,425	132,357	99.9%
合 計	322,243,204	316,471,706	98.2%

## (3) 企業会計

(単位：千円)

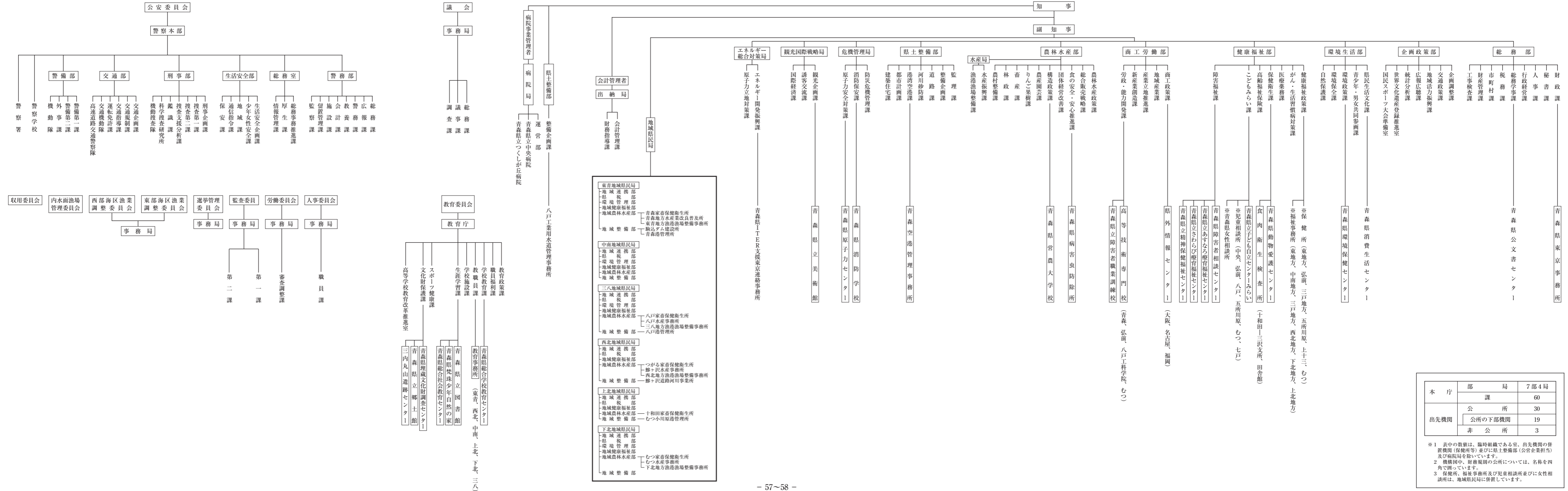
区 分	令和2年度 当初予定額	令和3年度 当初予定額	前年度比 (%)	
病院事業	収益の収入	29,322,027	29,654,759	101.1%
	収益の支出	29,650,646	29,909,484	100.9%
	資本の収入	1,571,811	1,616,811	102.9%
	資本の支出	3,024,548	2,660,745	88.0%
工業用 水道事業	収益の収入	928,786	927,682	99.9%
	収益の支出	913,833	870,309	95.2%
	資本の収入	0	0	0.0%
	資本の支出	128,235	163,830	127.8%
下水道事業	収益の収入	5,226,649	5,245,796	100.4%
	収益の支出	5,191,725	5,224,865	100.6%
	資本の収入	1,915,206	2,024,288	105.7%
	資本の支出	1,917,360	2,029,144	105.8%

## 8. 職 員 数 (定数内現員)

(令和3年4月1日現在)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減数
1. 知事の事務部局の職員	3,589人	3,577人	△12人
一般会計等の職員	3,498	3,485	△13
療育福祉・医療療育センター特別会計の職員	91	92	1
2. 議会の事務部局の職員	25	25	0
3. 選挙管理委員会の事務部局の職員	9	8	△1
4. 監査委員の事務部局の職員	18	18	0
5. 教育委員会の事務部局の職員	270	273	3
6. 労働委員会の事務部局の職員	6	6	0
7. 人事委員会の事務部局の職員	14	14	0
8. 東部海区漁業調整委員会の事務部局の職員	2	2	0
9. 西部海区漁業調整委員会の事務部局の職員	3	3	0
10. 学校以外の教育機関の職員	136	136	0
11. 地方公営企業の事務部局の職員	1,204	1,220	16
病院事業会計の職員	1,186	1,203	17
その他の職員	18	17	△1
小 計	5,276	5,282	6
12. 警 察 官	2,238	2,221	△17
一 般 職 員	342	342	0
小 計	2,580	2,563	△17
13. 県立高等学校の職員	2,508	2,450	△58
14. 県立特別支援学校の職員	962	976	14
15. 中学校の職員	2,788	2,769	△19
16. 小学校の職員	4,319	4,230	△89
小 計	10,577	10,425	△152
合 計	18,433	18,270	△163

# 青森県行政機構図 (令和3年4月1日現在)



本庁	部局		7部4局
	課		60
出先機関	公所		30
	公所の下部機関		19
	非公所		3

※1 表中の数値は、臨時組織である室、出先機関の併置機関(保健所等)並びに県土整備部(公営企業担当)及び病院局を除いています。  
 ※2 機構图中、財務機関の公所については、名称を四角で囲っています。  
 ※3 保健所、福祉事務所及び児童相談所並びに女性相談所は、地域県民局に併置しています。

---

---

議会の概要  
(令和3年)

令和3年6月

編集 青森県議会事務局議事課  
発行 青森県議会事務局

---

---

### 県民鳥「ハクチョウ」



白鳥は、北国に冬を告げる代表的な鳥として県民に親しまれています。  
(昭和39年制定)

### 県の花「りんごの花」



りんごの花は、全国第1位の生産を誇る果実とともに、県民生活と切り離せないものとなっています。  
(昭和46年制定)

### 県の木「ヒバ」



県名の“青森”という名は、ヒバの「青々とした森がっらなっているところ」からとったものとされています。  
(昭和41年制定)

### 県の魚「ひらめ」



本県ではつくり育てる漁業を進めています。ひらめはそれを代表する魚です。  
(昭和62年制定)